

R5.1/7 10:00~15:00 冬のクラフトづくり

ペーパークイリング



64

《 くるくるmika 》

☆マグネット1個 500円

☆ワットクリップ2個 500円

☆フラワーカッパ 1000円

☆壁掛け1個 500円

☆キーホルダー1個 300円

製作時間30分~

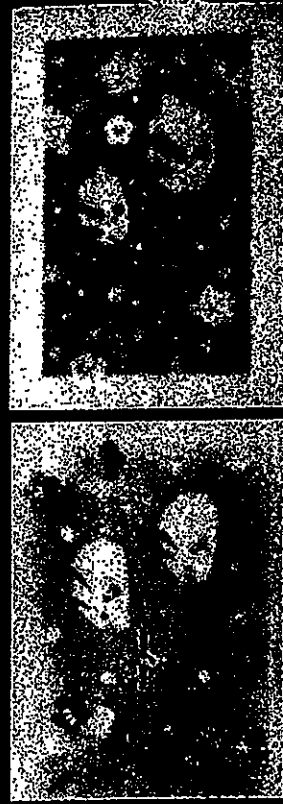


パステルアート

《 ぱすてるてんちゃん 》

お正月アート 各種500円

製作時間30分~



1/21(土)

15:00-16:00

(8回目)

2/18(土)

15:00-16:00

(9回目)

13:30~14:30

クニミカメロディキッズワー

クショップあり

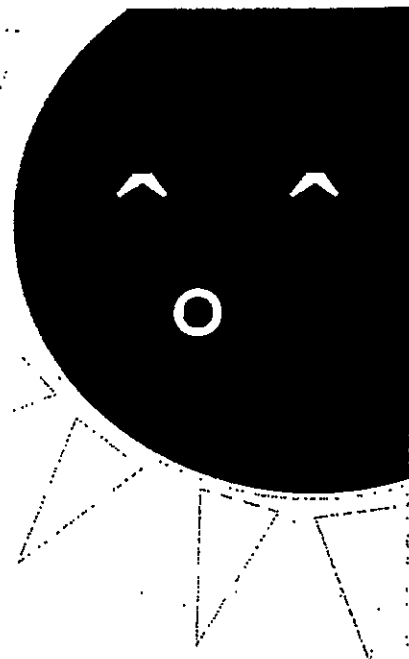
3/19(日)

15:00-16:00

(10回目)

春のピッカピカ

コンサート



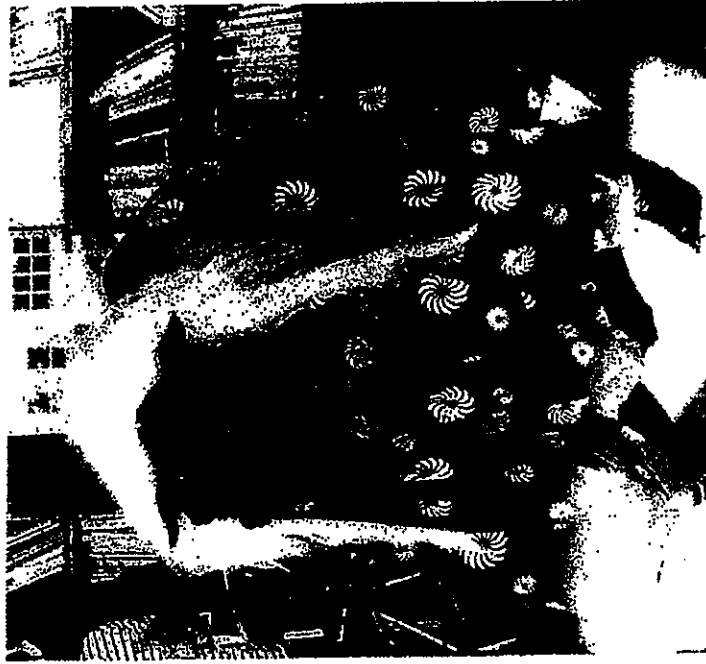
クニさん 歌の広場



クニ河内

◆参加料◆ 無 料 会場:十勝エコロジーパーク 《0155-32-6780》

獅子の舞を見て、幸せを招き入れよう



伝統
獅子の舞

1月7日(土)

11:00~11:30

舞士

田野神亭
九楽斎

スノーチューブ (有料)

★1人用チューブ 300円 (1時間)
親子用チューブ 500円 (1時間)

★17:00 営業終了

氷の滑り台 (無料)

★17:00 営業終了

スノーラフト (有料)

コースと平原コースの2種類があります。
★0歳～小学生 300円、小学生以上 400円
高校生以上 600円
★16:00 受付終了

スノーシュー (有料)

★2時間 300円、4時間 500円
1日 700円、延長 100円
★17:00 営業終了

クロスカントリースキー (有料)

★2時間 300円、4時間 500円
1日 700円、延長 100円
★17:00 営業終了

エコパの冬は
が
い
ぱ
い
!!

エコパの冬を
遊びつくそう!!

お申し込みは
ビジターセンター内
受付カウンターまで

●ビジターセンター (管理棟)

各種受付案内、インドアガーデン、図言、玩具、オリエンテーション
ルーム、水洗トイレ (多目的トイレ、オストメイトトイレもあります)
授乳室、清涼飲料水自動販売機、エコパカフェ (軽食、コーヒー)

●アクセス

JRでお越しの方
札幌駅～帯広駅 / 2時間30分
帯広駅から / 約20分

車でお越しの方
札幌南ICから / 約2時間50分
新千歳空港ICから / 約2時間40分

帯広空港から / 約40分
音更帯広ICから / 約20分



十勝エコロジックパーク

〒080-0263 音更町十勝川温泉南18丁目1番地
開園時間 9:00～17:00 (休園日12月29日～1月3日)
お問合せ TEL:0155-32-6780 <http://www.tokachi-ecopark.jp/>



最新情報はこちらまで Facebook Instagram

初心者向け

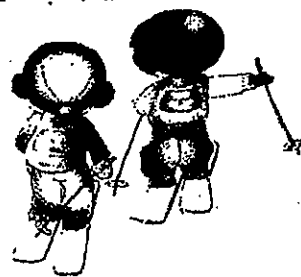
歩くスキー講習会

全道庁退職者会歩くスキー同好会の指導による、
初心者向け歩くスキー講習会！

●開催日 1月14日(土)・21日(土)・28日(土)
令和5年 2月 4日(土)・11日(土)・18日(土)

●時間 集 合：10時00分
講習会：10時00分～11時30分

●場 所 十勝エコロジーパーク
歩くスキーコース



●定 員 1回30名

●参加料 ひとり300円

(スキー持参 or レンタル2時間300円別途)

●参加対象 小学生高学年以上

●持ち物 屋外でも寒くない服装、防寒用具
手袋、帽子、タオル

お申込み・お問合せ 十勝エコロジーパーク 0155-32-6780

冬のエコパ探検隊 参加者募集中

足あとを見つけない

1月14日(土)

2月 4日(土)



スノーシューをはいて森の中を散策し、
動物の足あとを見つけよう!

- 集合場所： 十勝エコロジーパークビジターセンター
- 時間： 午前10時～12時(5分前まで受付を)
- 参加定員： 20人
- 募集対象： 未就学児～大人(小学生以下保護者同伴)
- 参加費： 500円(小2以下は300円)
- 持ち物服装： あたたかい服装、手袋、マスク
- 申込み： 十勝エコロジーパーク管理事務所

0155-32-6780

※積雪がない場合や悪天候の時は、中止となります。

スノーラフトツアー
& 飲み物付

参加者募集中

サンポ カフェ

1月28日(土)

2月11日(土)



スノーシューをはいて森の中を^{さんさく}散策し、
エコパの冬を楽しもう。途中でコーヒー
タイムあり。怖りはスノーラフトに乗っ
て帰ってくるよ!

- 集合場所： 十勝エコロジーパークビジターセンター
- 時間： 午前10時～12時
- 参加定員： 10人
- 募集対象： 高校生以上
- 参加費： 1,000円
- 持ち物服装： あたたかい服装、手袋
- 申込み： 十勝エコロジーパーク管理事務所

0155-32-6780

2/26
(日)

エコパ歳時記

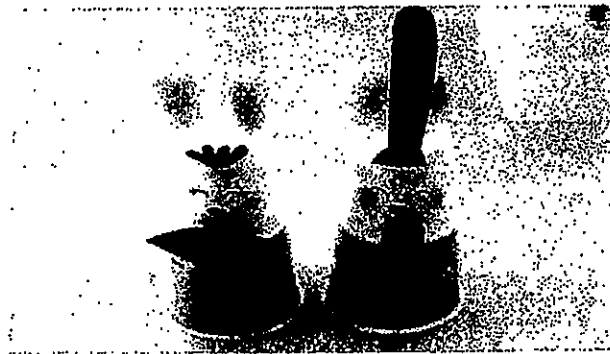
ひな祭り



ひな祭り工作費

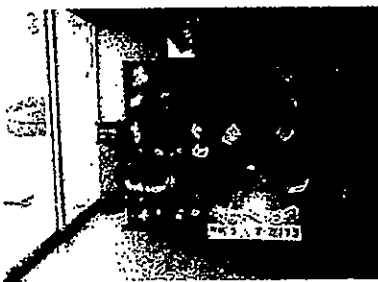
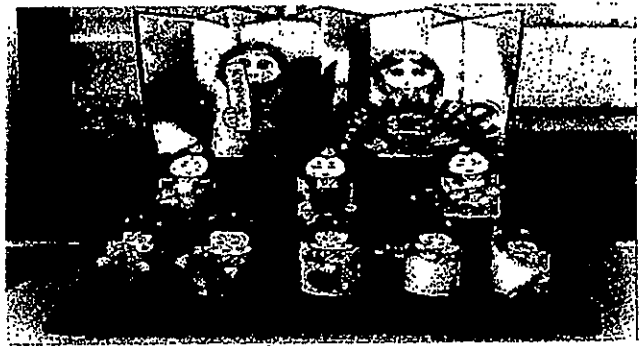
10:00~14:00

講師 エコパボランティアの会
工作費 300円~



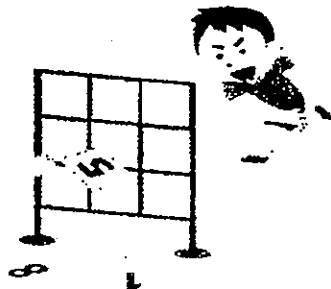
❀エコパひな人形の展示❀

シラカバの間伐材で作った
エコパ特製ひな人形です



❀ ビジターセンター南側
出入口に顔出し
ひな看板もあるよ

❀ ストライクビンゴ

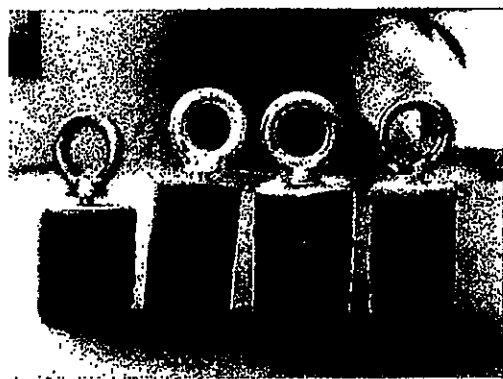
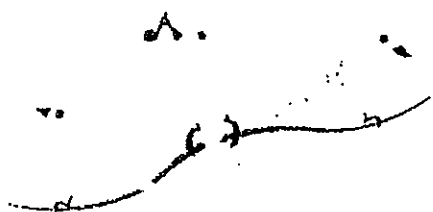


お問合せ
十勝エコロジー
パーク

0155-32-6780

エコパ探検隊 参加者募集中

バードコールを作ろう



3月4日 (土)

**簡単な材料で、鳥をよびよせる道具
(バードコール)を作ってみよう!**

- 集合場所：十勝エコロジーパークビジターセンター
- 時 間：午前10時～11時
- 参加定員：10人
- 募集対象：小学生～大人(3年生以下保護者同伴)
- 参加費：400円
- 申込み：十勝エコロジーパーク管理事務所


0155-32-6780



メロディキッズ




コンサート2023



演奏曲目

ドレミの歌・かえるのうた・こいぬのマーチ・ミックスナッツ・Joyful Joyful・人形の夢と目覚め・ワルツ・可愛くてごめん・初心Love・Somewhere in my Memory・アヴェマリア・Part of your World・Under the Sea・スーパーマリオメドレー・ハリーポッターテーマ曲・アトラクトライト・かくれんぼ
ダンスホール・サブタイトル
and more...



2023年3月19日(日)

午後1時開演

@十勝エコロジーパーク



エコパ歳時記

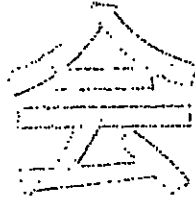
今年は2月3日が節分

1/29(日)

その前に みんな集まれ



豆まき会



開催時間 10:00~15:00

鬼のお面の

塗り絵を作ると

無料でラフト(ショートコース)体験

ができちゃう!

就学前のお子様は大人ひとりが
一緒に乗れます

★13:00~13:30

豆・菓子まき

(ビジターセンター

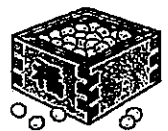
南側ウッドデッキにて)

※天候・状況によってはビジターセンター内

★13:30~(随時)

オニさんとじゃんけん

※勝つか負けるかでもらえるもの
が違うよ!



お問合せ 十勝エコロジーパーク 0155-32-6780

IV具体的な管理運営及び運営方法について

- 安全安心な環境育成型公園を実現します。

十勝エコロジーパークが目指す公園づくり

- ① 自然と人間の共生を目指す公園
- ② 100年先を目指す環境育成型の公園
- ③ 市民活動を誘発する公園
- ④ 十勝圏全体へと発信する公園

- 施設の概要等

道立十勝エコロジーパークは、フワフワドーム・水と霧の遊び場・築山などの遊具施設、コテージ・キャンプ場の宿泊系施設、芝生や草地、樹林地のエリア、大池や展望デッキなどの景観施設、園路やトイレ、四阿などの衛生・付帯設備、ビジターセンターや土のフォーリー、プロジェクトハウスなどの活動支援施設などとともに、園内の自然環境を活かした散策や自然体験活動などを楽しんでいただけます。

このため、園内活動での事故や事件を未然に防止するため、施設、設備、機械の日常点検などのほか、芝生や樹林地の適正な管理による利用者の安全安心を第一に、誰もが楽しめる公園づくりを目指します。

また、園内活動をサポートするため、レンタル品などを揃えます。

1.管理運営の基本方針及び運営方法について

十勝エコロジーパークを構成する道立公園をはじめ、幕別町、池田町の両都市公園、魚道観察室「とろーど」など 409.2 haの一体管理と、水辺の体験などを行う「エールセンター」を有機的に結び付け、管理の効率化と利用者の多様な活動を支えます。

このうち、道立公園は、遊具や宿泊施設もあり、レクリエーションや憩い、自然散策、体験活動、軽運動などの場として利用いただいています。

しかし、開園から18年が経過し、施設や設備、機械器具なども老朽化あるいは更新時期を迎え、日常的な点検や保守点検、専門資格者による定期点検を励行し、事故の未然防止や利用者の安全安心の確保に努めます。

また、園内の快適な環境や危険個所の有無などを、常に、昼間のみならず、夜間も園内巡回を行い、安全の確保に努めます。

このほか、施設や備品の利用にあたっては、多くの個人情報収集しますが、使用目的を達したものは、焼却処分など適正な管理に努めます。

以下に、管理運営にあたっての具体的方策等について提案します。

- 管理運営の基本的な考え方

①	管理運営にあたっては、関係法令及び北海道条例等の趣旨及び規定を遵守し、適切な管理運営を実行しました。
②	施設の設置目的を達成するため、利用者視点に立ち、効率的運営を行いました。
③	高品質なサービス提供のため、管理運営手法の日常的な改善に取り組みました。
④	管理作業の効率性、迅速対応のため、専門分野や非効率部門などを除き、直営の管理・運営を基本としました。
⑤	職員の採用にあたっては、管理に必要な資格の有無などを参考としました。
⑥	職員は、業務を補完し合い、最小限の人員体制により管理運営に努めました。
⑦	十勝エコロジーパーク（409.2 ha）全体の有機的連携により、利用者相互の流動性を高めました。

⑧	施設管理者の責任が問われる事故、事件に対応するため、施設賠償保険に加入しました。 (施設賠償責任保険の補償内容は、後記の「施設賠償保険の加入」に記載したとおりとし、その他、自主事業実施の際、イベントの際の事故の備え、参加者を対象とした損害賠償保険に加入しました。)
⑨	業務上知り得た又は収集した個人情報は、法をはじめ、「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規程」「情報公開規程」に則り、適正に管理しました。 なお、施設利用やレンタル品申し込みのため収集した個人情報は、保有の必要性が無くなった時点(当該年度の決算検査等終了後等)に廃棄、または焼却処分しました。
⑩	園内での事故や事件の防止のため、開園前、中間時、閉園間際に施設の巡回を行うとともに、夏期夜間は、警備員が3回以上、園内を巡回し、危険行為や危険個所の有無、不審者対策に当たりました。

● 日常の管理体制

①	エコロジーパークは、年間通して、午前9時開園、午後5時閉園とし、職員は、午前8時30分から午後5時30分までの勤務としました。
②	夏期間は、午後5時30分から午後8時30分まで夜間管理人を、午後5時30分から翌朝8時30分まで夜間警備員を配置し、24時間体制で利用者対応と安全管理にあたりました。
③	夏期間は、毎日、早朝、昼間、夕方に職員が園内巡回し、落枝や動物の糞の除去、危険行為や危険個所の有無を調査点検し、夜間から早朝にかけては、警備員が3回以上巡回、園内の状況を確認しました。
④	北海道条例に規定されている「行為の禁止」や「行為の制限」事項については、標識や看板などにより周知するとともに、職員や警備員が園内巡回時に禁止又は制限行為を発見した場合、速やかに注意し、中止するよう促しました。
⑤	遊具(ふわふわドーム、水と霧の遊び場)は、毎日、始動時、稼働時、停止時に異常の有無を確認しました。また、ふわふわドームは、土・日・祝日・夏休み期間中は、安全管理のため監視員を配置するとともに、降雨時は危険なため、使用停止しました。
⑥	施設が多岐にわたり、老朽化していること、利用者も多いことなどから、防火管理要綱に基づき、防火管理者の配置や消防計画の策定や変更、防火訓練を実施しました。

● 施設、設備などの保守点検

①	法令に基づく施設や設備などの定期保守点検は、専門業者や有資格者に委託発注するとともに、日常的に目視点検、異常音などの発生が無いか安全点検を実行しました。
②	植物管理、清掃、有害昆虫駆除、遊具管理、施設巡回、除雪については、「管理運営業務の実施説明書」及び「植物管理業務年間計画書」に従い、実施しました。
③	点検の結果、異常や改善、部品劣化などが指摘された場合は、速やかに点検結果に基づく修繕や応急措置を講じました。

● 危険行為や禁止行為への対応について

①	禁止行為は、ビジターセンターや禁止場所に周知看板や規制標識などを掲出し、利用者に協力を要請しました。
②	園内巡回中や通報により禁止行為や危険行為者を発見した場合、直ちに注意を与え制止するほか、注意を無視し、重大事故などにつながると判断した場合は、警察など関係機関に通報し対処しました。
③	無断貼り紙を発見したときは、直ちに撤去しました。
④	車上荒らしを防止するため、駐車場監視カメラを設置するとともに、駐車場内に「監視カメラ作動中」の看板を掲出し、抑止しました。(不審者対応マニュアルの制定)
⑤	樹木の伐採、植物の採取などを発見した場合、中止を勧告し、没収しました。

4.管理運営業務の実施

管理運営業務の実施説明書

園地等の管理		
植物管理		
樹木管理		
	生垣	年1～2回ボランティアにより実施
	下草刈り	センターゾーン・植樹区 10%1回、育樹区 10%1回
		コテージゾーン・植樹区 10%1回
		ピクニック広場・実生林 10%1回
草花管理	除草	宿根、植栽はボランティア参加により実施、50%1回
	病虫害防除	宿根、植栽 50%1回
芝管理	草刈	ビジターセンター周辺；5回以上（近辺高5～10cm） 園路沿い林地；2回 キャンプ場；15回、キャンプ場周辺・3回以上 ピクニック広場；3回以上 野生草地ゾーン；3回以上 大池ゾーン；3回以上 コテージゾーン；3回以上 河畔の森ゾーン；3回以上 園路沿い；3回以上 林内草地；2回以上
		芝刈り
	芝施肥	芝生広場；全体の50%1回 ピクニック広場；全体の30%1回
	エアレーション	芝生の広場；43,363㎡の10%1回
水域管理	ヨシ刈り	18,694㎡ 0.3×1回
施設管理		
清掃	ビジターセンター	日1回清掃、特別清掃年2回
	土のフォーリー	毎日清掃
	プロジェクトハウス	利用日後毎日清掃
	森のトイレ	利用期間は毎日清掃
	コテージ	利用日後毎日清掃
	トレーラーハウス	同上
	コテージドーム	同上
	サニタリー	同上
	キャンプ場トイレ	同上
	野外トイレ	利用日は毎日（冬季閉鎖）
	炊事棟	利用期間は毎日1～2回清掃
	水飲み場	同上
	池・水路	アオミドロ等藻類の除去を適時
水の遊び場	10日間を目安として清掃及び水入れ替え。汚濁状況によって適時	
除雪	園路及び各駐車場（10cm以上の積雪を目安に除雪する。）	

○施設管理 計画及び実施

施設管理（清掃、除雪）

①	ビジターセンター	日1回清掃、特別清掃年2回
②	土のフォーリー	毎日清掃（冬期間適時）
③	プロジェクトハウス	利用日後毎日清掃
④	森のトイレ	利用期間は毎日清掃
⑤	コテッジ	利用日後毎日清掃
⑥	トレーラーハウス	利用日後毎日清掃
⑦	コテッジドーム	利用日後毎日清掃
⑧	サニタリー	利用日後毎日清掃
⑨	キャンプ場トイレ	利用日後毎日清掃
⑩	野外トイレ	利用日は毎日（冬季閉鎖）
⑪	炊事棟	利用期間は毎日1～2回清掃
⑫	水飲み場	利用期間は毎日1～2回清掃
⑬	池・水路	アオミドロ等藻類の除去を適時
⑭	水の遊び場	10日間を目安として清掃及び水入れ替え。汚濁状況によって適時
⑮	除雪	園路及び各駐車場（10cm以上の積雪を目安に除雪する。）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	309
②	2	16	12	15	14	13	15	5	3	3	4	4	106
③	2	4	2	1	1	2	7	0	1	3	0	2	25
④	2	16	12	15	14	13	15	0					87
⑤	9	12	7	22	27	19	11	6					113
⑥	8	7	4	15	20	8	7	2					71
⑦	2	1	0	0	0	0	1	4					8
⑧	1	9	3	14	21	11	6	0					65
⑨	2	16	12	15	14	13	15						87
⑩	2	16	12	15	14	13	15						87
⑪	2	16	12	15	14	13	15						87
⑫	0	8	4	1	0	0	0						13
⑬	0	0	0	0	0	0							0
⑭	0	0	2	2	15	0							19
⑮								0	2	4	2	3	11

※水の遊び場は水漏れにより水が減るため、稼働時は水を一定量流しています。また、排水部分は詰まりやすいため8月の繁忙期は稼働日の朝一に清掃を行いました。

5.施設・整備の保守点検業務

施設・設備の保守点検内容

点検項目	委託先	点 検 回 数 等
消防設備保守点検	フジ防災	外観機能年1回 6/1 総合点検年1回 6/1
電気工作物保守点検	(一財)北海道電気安保協会	隔月1回実施 4/19 6/13 8/19 10/21 12/15 2/14
自動ドア保守点検	ナブコシステム	年4回実施 4/15 7/8 10/12 1/18
展示昇降ボタン保守点検	兄弟産業	年1回実施 4/27
ゲート保守点検(キャンプ場等入口)	オムロン	年1回実施 4/27
自動制御器保守点検(正面ゲート)	文化シャッターサービス㈱	年1回実施 8/22
汚水ポンプ保守点検	㈱三雄電機工業	年1回実施 6/6
井戸ポンプ保守点検	同上	年2回実施 6/6 10/6
浄化槽保守点検	清流メンテナンス	年4回実施 4/26 7/8 9/29 11/10
ボイラー保守点検	荏原冷熱システム㈱	年2回実施 6/3~6/4 10/8
水景施設保守点検	㈱エナジーデザイン	年2回実施 5/13 10/6
遊具施設保守点検	太陽工業㈱	年2回実施 4/6 11/9
放送情報施設	富士電機㈱	年1回実施 4/7
音声設備保守点検	同上	年1回実施 4/8
灯油地下タンク等点検	太平ビルサービス㈱	年1回実施 7/27
特殊建築物等定期検査		3年に1回

●安全管理

園内巡視	日2回以上						
遊具等巡視	フワフワドーム:日3回以上、水の遊び場:日3回以上 安全監視員:土・日・祝日・夏休み期間配置(ふわふわドーム)						
警備	夜間警備園内巡視;夏期6ヶ月間日3回巡視、夜間管理常駐						
	キャンプ場・コテージ:利用期間中、夜間3回巡視(常駐) ビジターセンター・プロジェクトハウス・土のフォーリー:夏期間夜間3回巡視、冬期間は機械警備						
有害駆除	スズメバチの駆除等適宜(対応マニュアル作成)						
	期間	設置 ~5/31	6/1 ~6/30	7/1 ~7/31	8/1 ~8/31	9/1 ~9/30	総計
1	設置数(累計)	5		11	15	15	15
2	スズメバチ			3	15	2	20
3	その他			20	40	70	130
4	小計	不明	不明	23	55	72	150
第1四半期 ※設置後の降雨と高い気温により園内でハチが溶けてしまったため数の把握ができませんでした。							

6.植物管理業務

植物管理業務年間計画書

1 芝地・草地管理

(1) 刈込み

区分	ゾーン区分	刈込み内容及び回数							刈込み高
芝	センターゾーン (19,375 m ²) 芝生広場	5月		6月～8月			9・10月		3 cm程度
		生育状況を見ながら 2回以上		全体19,375 m ² のうち、利用頻度が高く公園の顔となるセンター広場約10,000 m ² については、4日間隔で刈り込む			生育の悪くなる9月は週1回、10月は月2回刈り		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		7回	9回	10回	7回	10回	4回	1回	
	その周辺	生育状況を見ながら 2回以上		週1回以上			生育状況を見ながら 月2回以上		3-5 cm
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		6回	11回	10回	9回	12回	5回		
	臨時駐車場 (6,103 m ²)	5月		6月～8月			9・10月		7-10 cm
		1回		月1回以上			月1回		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		4回	3回	4回	4回	5回	3回		
	ピクニック広場 (37,234 m ²)	5月～10月							3-5 cm
		全体の内、多目的利用として利用頻度の高い2ゾーンは、5月2回、6月から9月までは生育状況を見ながら週1回以上、10月は1回							
		他の地域は、4回							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	7 cm程度
		5回	7回	5回	8回	9回	3回	1回	
	大池広場 (13,945 m ²)	5月～10月							
		池の観察等利用度の高い区域4,500 m ² は、15回以上							
5月		6月	7月	8月	9月	10月			
	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	7 cm程度	
その他の区域は5回									
5月	6月	7月	8月	9月	10月				
	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回		
オートキャンプ場 (27,361 m ²)	5月		6月～8月			9・10月		3-5cm	
	2回		快適な芝生状態を提供するため、週1回以上			9月2回・10月1回			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	5回	7回	8回	7回	8回	5回			
コテージゾーン (5,160 m ²)	5月		6月～8月			9・10月		3-5cm	
	2回		週1回以上			9月2回・10月1回			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	7回	7回	6回	6回	7回	5回			
カシワの森ゾーン (437 m ²)	5月-10月							7-10cm	
	4回								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	0回	0回	0回	0回	0回	0回			
野生草地ゾーン (4,252 m ²)	5月-10月							7-10cm	
	4回								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	0回	0回	0回	0回	0回	0回			

	プロジェクトハウス周辺	5月-10月							
		5月2回、6月から9月までは生育状況を見ながら週1回以上、10月は1回							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		2回	2回	3回	4回	6回	1回		
草 地	センター駐車場 周辺 (13,397 m ²)	5月		6月~8月			9・10月		5-10cm
		1回		週1回以上			1回以上		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		1回	3回	5回	2回	4回	2回		
	ピクニック広場 (7,834 m ²)	5月-10月						10-30 cm	
		3回以上							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		1回	2回	2回	2回	2回	2回		
	野生草地ゾーン (43,204 m ²)	5月-10月						10-30 cm	
		3回以上							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		1回	2回	3回	2回	2回	2回		
野生草地ゾーン (40,428 m ²)	5月-10月						15-20 cm		
	3回								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	1回	2回	2回	2回	2回	2回			
大池ゾーン (4,007 m ²)	5月-10月						10-30 cm		
	3回以上								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	1回	2回	3回	2回	2回	2回			
キャンプゾーン (11,641 m ²)	5月		6月-8月			9-10月		5-7 cm	
	1回		週1回程度			1回以上			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
	1回	2回	2回	2回	2回	1回	2回		
キャンプゾーン (10,674 m ²)	5月-10月						15-20cm		
	3回以上								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	
	1回	2回	2回	2回	2回	1回		2回	
コテージゾーン (12,321 m ²)	5月-10月						10-20cm		
	3回以上								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	1回	2回	2回	3回	2回	1回			
河畔の森ゾーン (2,963 m ²)	5月-11月						10-30 cm		
	3回以上								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	
	1回	2回	2回	2回	2回	回		2回	
河畔の森ゾーン (1,400 m ²)	5月-11月						15-20 cm		
	3回								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	
	1回	2回	2回	2回	2回	回		2回	
林内草地(7,369 m ²)	5月-10月						10-30 cm		
	2回以上								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	1回	2回	2回	2回	2回	2回			
園路沿い草地 (8,202 m ²)	5月-10月						10~30 cm		
	3回以上								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	2回	5回	5回	5回	5回	3回			

ヨシ刈り (18,694 m ²)	5月-10月					
	生育状況を見ながら30%年1回					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	1回	2回	2回	2回	2回	2回

(2) 施肥 (エアレーション)

芝生広場	利用頻度の高い芝生広場 1,94 区について、春から夏にかけ芝の生育状況を見ながら全体の50%について1回施肥・エアレーション50%1回実施						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0回	1回	0回	0回	0回	0回	1回
ピクニック広場	6月から8月にかけて3,72 区のうち利用頻度と芝状況により、30%1回施肥						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0回	1回	0回	0回	0回	0回	1回
宿根	6月から8月にかけて1,930 m ² のうち50%1回施肥						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回

(3) 除草

センターゾーン (ビジターセンター周辺)	6月から9月にかけて、公園ボランティア(130名登録)により除草を実施する。					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0回	2回	1回	0回	1回	1回
ビジターセンター 屋上植栽、宿根	公園ボランティアによる除草を実施するほか、屋上斜面については、年2回除草を実施する。宿根は50%1回					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0回	2回	1回	1回	1回	1回

2 樹木管理

生 垣		公園ボランティアにより剪定 (176 m ²)							
下 草 刈	センターゾーン植樹地区 センターゾーン育樹区	6月から10月にかけて 39,907 m ² のうち10%1回							
		6月から10月にかけて 14,228 m ² のうち10%1回							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
		0回	1回	1回	1回	1回	1回	0回	
	コテージゾーン植樹地区	6月から10月にかけて 20,732 m ² のうち10%1回							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	0回	1回	1回	1回	1回	1回	0回		
ピクニック広場実生林	6月から10月にかけて 15,664 m ² のうち10%1回								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
	0回	1回	1回	1回	1回	1回	0回		
枝 払	幼木育成区	6月から10月にかけて 50本							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		10本	14本	12本	155本	6本	0本	42本	0本
	育樹先駆区	6月から10月にかけて 50本							
4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
	73本	29本	20本	235本	43本	5本	81本		
間 伐	幼木育成区	6月から10月にかけて 20本							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
		30本	18本	0本	26本	25本	25本	48本	
	育樹先駆区								
4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
	15本	5本	0本	10本	2本	2本	22本		

3 花壇等管理

<p>正面園路及び ビジターセンター周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正面ゲート左右芝ゾーンの管理 ・ビジターセンター南北玄関回りへの花の植栽 ・その他、可能な限りの空間に鉢植え花を設置 <p>6月に植え込みを行ない10月まで、一般参加者・公園ボランティアの会等の協力を得て花の植え付け、管理を実施しました。</p> <p>第1四半期 2回（春・夏） 第2四半期 1回（夏）</p>
<p>水の遊び場周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水の遊び場内には一般的な花と園内自生（野草）の花を取り混ぜて植栽しており、雑草などの除去を行いました。 ・水の遊び場周辺には自生の野草を植栽 <p>第1四半期 2回 第2四半期 2回 ※水の遊び場は9月19日で終了。</p>

V 安全対策や危機管理

1. 安全対策や危機管理について

安心安全な公園づくりを実現します。

来園者が、安全で安心・快適に過ごしていただけるよう、災害への備えや事故、事件を未然に防止するよう努めていきます。

このため、日常的な管理とともに、施設、設備の保守点検を励行します。

また、施設や設備の安全対策はもとより、万が一の事故や自然災害への対処のあり方について、対応規程や対応マニュアルを定め、避難訓練等を実施し、来園者の生命、身体及び財産守り、被害を最小限に食い止める安心・安全を確保した公園を目指します。

1) 想定されるリスク及びクライシス

来園者の身体・生命・財産に重大な被害を招く事象として、

- ① 地震、風水害などの自然災害
- ② 火災や自動車事故などの重大事故
- ③ 人的被害が予測される騒乱、事件などの重大事件
- ④ 感染率が高い感染症などの健康危機
- ⑤ 施設や設備、維持管理作業中を起因とする怪我などの事故、とします。

2) 職員の危機管理能力の向上

①	自然災害や火事、人的危機に備え、防災訓練や AED の操作研修を通して、リスクへの対応を習熟しました。
②	火災等の予防及び人命の安全確保などを目的とした「防火管理要綱」に基づき、防火管理者の設置のほか、消防計画の作成や変更、消防訓練の実施、自衛消防組織の設置と担当役割分担などを規定し、職員の理解度を高めました。
③	自然災害発生に備え災害対策要綱や災害対策マニュアルを定め、非常配備態勢や配置基準など、職員の行動・役割を規定し、災害対応に当たりました。
④	災害や事故発生時の北海道や関係機関への通報・伝達方法について、北海道等に担当職員の氏名・電話番号などを通知するとともに、通報・伝達先・伝達方法などを周知しました。
⑤	園内での作業や巡回時には、無線機等を装備し、作業中等に危険個所の発見や緊急事態が発生した時は、速やかに上司に報告し、上司の指示に従い応急措置や回避措置を講じるよう徹底しました。
⑥	大雨、長雨時には、国の観測地の十勝川の河川水位データを収集するとともに、園内沿いの水位監視を続け、危険度を予知し必要な対策等に移行して行きました。

3) 日常の安全対策・危機対策

①	日常的に施設や設備・機械などの点検を実施し、不具合や故障等の発見、予防に努めました。
②	夏期間は、開園前、中間時、閉園前に園内状況や危険個所の有無などを調査するため、職員が巡回しました。(落枝や動物糞の除去、危険個所の有無等) 巡回中に発見した危険個所などは、朝礼で情報共有し、速やかに対処しました。

③	警備員は、夜間から早朝にかけ、3回以上キャンプ場、コテージなどを中心に園内を巡回し、不審者や危険個所、トラブルの有無の把握など、24時間体制で利用者の安全安心を確保しました。
④	遊具は、始動時、稼働時、停止時に異常や危険の有無を確認するとともに、他の施設や設備なども目視や異音など、異常の有無を確認し、不具合を確認した場合は、停止や立入制限などを行い、安全を確保しました。
⑤	車上狙いなどの窃盗防止のため、中央駐車場を監視するカメラを設置するとともに、駐車場に「監視カメラ作動中」の立看板を立て、犯罪の抑止につなげました。
⑥	コテージや屋外トイレは、清掃時に異常確認した時は速やかに対応するとともに、利用者からの通報、問い合わせに24時間対応しました。(調理器具や照明の球切れ、ストーブ異常などには、代替品を用意して対応しました。
⑦	ふわふわドームは、成人と子供の体力差により、同時の遊戯は危険なため、土・日・祝日・夏休み期間中は、安全監視員を配置し、時間割により利用時間を区分する安全対策を講じました。
⑧	自然災害はいつ発生するかわからないため、夏期間の夜間は、夜間管理人、警備員が状況を把握し、管理事務所に状況を報告して指示を仰ぐ24時間体制としました。
⑨	警備員を配置しない11月から翌年4月28日までは、機械警備となるため、夜間に発生した災害や不審者の侵入などは、警備会社の状況把握や初期対応の在り方、管理事務所に連絡等について、委託契約に規定し、受託者に徹底しました。
⑩	感冒や怪我の応急措置のため、アルコール消毒液、医薬品を常備しました。万が一、食中毒や法定伝染病などの感染が疑われた場合は、指導機関の指示に従い、消毒、閉園などの措置をとりました。
⑪	危険が事前に予見できる場所や行為に対しては、立入禁止看板や注意喚起看板などを掲出しました。
⑫	管理作業中(特に草刈)の事故防止のため、利用者が多いビジターセンター前等は、出勤直後又は夕方に実施し、土・日・祝日は作業を行わないとともに、夏休みなど繁忙期は、開園前の早朝出勤により、事故の未然防止に努めました。

4)緊急時の対策

①	職員は、人命の安全確保を最優先に、危険な兆候と判断した場合、来園者を危険個所から安全な場所へ避難誘導することを第一に行いました。
②	火事や怪我人などが発生した場合、職員は状況把握に努め、上司に報告し、指示を仰ぐとともに、通報連絡担当者は消防、救急(救急車、病院)に、管理事務所長又は情報連絡担当者は十勝総合振興局などに通報・報告し、出勤や支援要請を行いました。また、怪我により自身で応院される場合に、休日など病院が休院の場合、当日の当番医を事前に把握し、当番医を紹介しました。
③	避難誘導後は、状況把握に努め、上司への報告や指示を仰ぐほか、緊急を要する危機の場合、自ら危険回避行動に移るよう指示を徹底しました。
④	職員は、危険個所からの避難完了を確認した場合、再び人が近づいたり、入ったりしないようバリケード等により封鎖措置をとりました。
⑤	風水害等にあつては、様々なツールを活用し、事前に正確な情報収集と今後の見通しについて把握し、応急対策を実行しました。
⑥	被害の拡大を防止するため、できる範囲での応急措置を行いました。
⑦	騒乱や事件が発生した場合、制止に努めるが、鎮圧が不可能な場合、第三者の避難を優先的に行うとともに、警察など関係機関に通報し、出勤要請しました。

5)災害等に備え、訓練を実施しました。

①	防火管理者を配置し、消防計画の作成、防火訓練を毎年1回以上実施しました。
②	十勝川の増水や氾濫に備え、キャンプ場利用者を想定した避難誘導訓練を年1回実施しました。
③	心肺停止の利用者発生を想定し、消防署救急隊員の指導のもと、AED操作訓練、心肺蘇生法の研修を実施しました。
④	職員は、防災訓練等の参加や防災情報を積極的に収集し、地震や洪水などの災害対応に関する知識、技術を習得しました。
⑤	職員研修等を通して、災害が発生する恐れや災害が発生した場合の職員の行動・役割を定めた災害対策要綱や災害対策マニュアルの習熟を図りました。

6)災害への備え

①	万が一の火災発生に備え、日常的に避難経路や消防設備の点検を行うとともに、消防計画を作成し、毎年1回以上の大規模な避難訓練を来園者の協力のもと実施しました。
②	大雨による河川氾濫の危険度が増した場合、事前に降雨情報、国の河川水位データを収集するとともに、今後、災害の危険がある場合は、河川占用地の利用を中止しました。また、キャンプ場等の利用時に今後も天候の悪化が予想され、災害の危険がある場合は、利用を中止し、安全な地帯に誘導する措置を徹底しました。さらに、キャンプ場利用時の河川災害を想定した避難誘導訓練を年1回実施しました。
③	大規模地震を想定した避難訓練を年1回以上実施しました。 また、消防署、近隣町役場の協力を得て、防災訓練を兼ねた防災イベントを開催し、イベントに参加しながら防災を学ぶ機会を作りました。

7)非常配備態勢・配置基準について

①	自然災害や火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合、非常時の職員配置体制や配置基準に基づき、職員を招集し応急措置等にあたりました。(災害対策要綱、災害対策マニュアル、防火管理要綱の徹底)
---	--

添付資料

- ①ビジターセンター・土のフォーリー・プロジェクトハウス消防計画 別添1
- ②自衛消防組織図 別添2
- ③消防訓練実施計画書(案) 別添3
- ④安全危機対策マニュアル 別添4
- ⑤緊急連絡体制図 別添5
- ⑥事故対策マニュアル 別添6
- ⑦不審者対応マニュアル 別添7
- ⑧災害対策要綱及び災害対策マニュアル 別添8

北海道立十勝エコロジーパーク

ビジターセンター・土のフォーリー・プロジェクトハウス 消防計画

目的	この消防計画は、消防法第8条第1項の規程に基づき、ビジターセンター、土のフォーリー、プロジェクトハウスにおける火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図るため、防災管理業務について必要な事項を定めるものとする。
----	---

1 日常の防災対策

防火管理者の責務	<p>防火管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 消防計画の作成、検討及び変更 ◇ 消防計画に基づく通報、消火、避難訓練の実施 ◇ 火気の使用又は、取扱いに関する指導及び監督 ◇ 電気配線、電気機器、機械設備等の管理、安全確認 ◇ 消防設備の点検実施及び監督 <p>ビジターセンター消防用設備 : 消防設備士又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させ、その結果を維持台帳に記載</p> <p>土のフォーリー消防用設備 : 自ら点検し、その結果を維持台帳に記録し、年1回、消防署長に報告する</p> <p>プロジェクトハウス消防用設備 : 自ら点検し、その結果を維持台帳に記録し、年1回、消防署長に報告する</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 収容人員の適正な管理 ◇ 他の職員の指導、監督 ◇ その他、放火火災の予防措置など防火管理上必要な業務
----------	---

通報・消火・避難訓練	<p>通報訓練、消防訓練及び避難訓練は、年1回以上実施する。 訓練を行なう際には、事前に消防署に届出し、その結果を報告する。（「自衛消防訓練計画・実施計画届出書」）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">通報訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知設備が火災表示した場合の現場確認訓練 ・ 放送設備による館内放送訓練 ・ 館内電話により 119 番通報、必要な情報を伝える通報訓練 ・ 出火場所及び各担当者から指揮者へ連絡する訓練 ・ 指揮者から各担当者及び消防隊へ情報伝達する訓練 </td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水バケツ、消火器による訓練 </td> </tr> <tr> <td>避難訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館内放送による誘導避難訓練 ・ それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練 ・ 防火戸（扉）の閉鎖訓練 </td> </tr> </table>	通報訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知設備が火災表示した場合の現場確認訓練 ・ 放送設備による館内放送訓練 ・ 館内電話により 119 番通報、必要な情報を伝える通報訓練 ・ 出火場所及び各担当者から指揮者へ連絡する訓練 ・ 指揮者から各担当者及び消防隊へ情報伝達する訓練 	消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水バケツ、消火器による訓練 	避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内放送による誘導避難訓練 ・ それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練 ・ 防火戸（扉）の閉鎖訓練
通報訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知設備が火災表示した場合の現場確認訓練 ・ 放送設備による館内放送訓練 ・ 館内電話により 119 番通報、必要な情報を伝える通報訓練 ・ 出火場所及び各担当者から指揮者へ連絡する訓練 ・ 指揮者から各担当者及び消防隊へ情報伝達する訓練 						
消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水バケツ、消火器による訓練 						
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内放送による誘導避難訓練 ・ それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練 ・ 防火戸（扉）の閉鎖訓練 						

防火教育	防火管理者は、消防計画の内容及び職員の任務などを各職員に周知させ、その徹底を図ること。 消防機関又は、防火団体が開催する講習会又は研修会に参加するとともに、職員に対する防火講習会を随時開催する。
------	--

2 火災（災害）時の対応

火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、「自衛消防組織」を組織する。

- 自衛
- ◇ 本部長 : 事務所で現場各担当者を総括する。
 - ◇ 隊長 : 現場で各担当者への指揮、命令とともに、消防隊との連絡を密にし、円滑な活動を行なう。
 - ◇ 副隊長 : 隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 衛
- ◇ 電気配線、電気機器、機械設備等の管理、安全確認
 - ◇ 消防設備の点検実施及び監督 : 消防設備士又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させ、その結果を維持台帳に記載する。

- 消
- ◇ 役割分担
 - * 本部長 : 財団専務理事
 - * 自衛消防隊長 : 公園管理事務所 所長
 - * 同 副隊長 : 公園管理事務所 管理係長
 - * 通報連絡担当者 : 公園管理事務所 企画主事
 - ・ 大声、館内放送で来館者に火事を知らせる。
 - ・ 消防へ通報（119番）する。
 - * 初期消火担当者 : 公園管理事務所業務職員 A
 - ・ 大声で避難方向を指示し、パニック防止に努める。
 - ・ 避難障害になるものがあれば除去する。
 - ・ ボイラー等危険施設の供給運転を停止させる。
 - ・ 防煙戸（扉）を作動する。
- 防
- 組

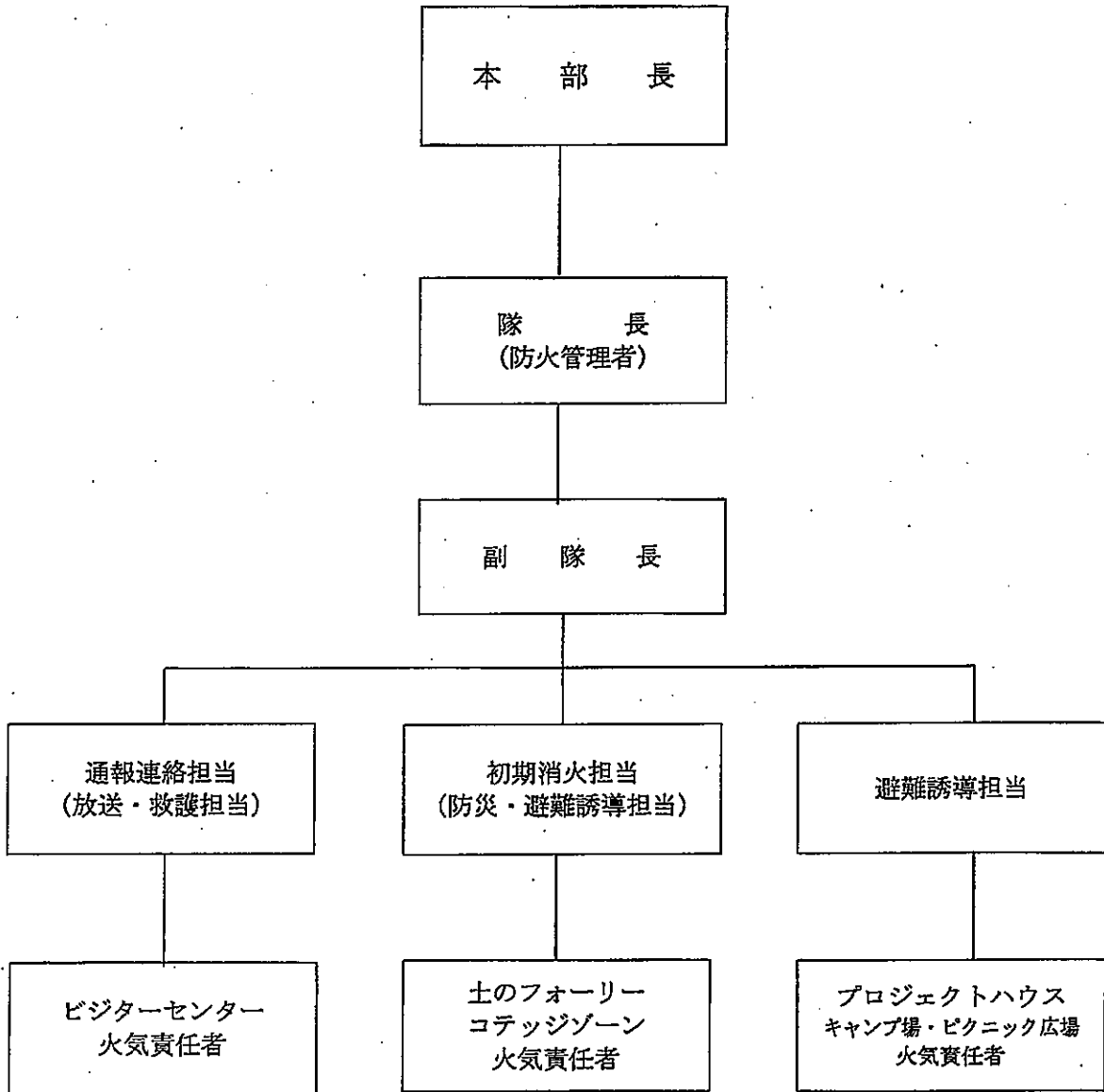
織	出火防止	自衛消防隊長は、火気使用設備器具の使用を停止させ、それを確認する。
	情報収集	通報担当者は、周辺の被害状況を確認するとともに、インターネット、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、活動の支援をする。
	消火対応	館内に火災が発生した場合、設置消火器により、消火活動し、火勢が衰えない場合は、避難する。（初期消火に対応）
	避難誘導	避難誘導担当者は、あらかじめ決めた指定避難場所へ来園者を誘導する。
	地震後の安全措置	地震直後は、安全を確認したうえ、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査及び応急措置を行なうとともに、全機器について安全性を確認後、使用開始する。

3 夜間・休園時における対応

- ◇ 冬季以外の夜間
警備員 1 名のみによる管理となるため、通報、初期消火等は警備員が行う。通報は、防火責任者へも行う。プログラム利用など開催中で職員がいる場合は、前述 2 に準ずる。
- ◇ 冬季の夜間及び休園日
管理者は不在で、機械警備だけによる管理となるため、警備会社のコントロールセンターより消防署と防火管理者へ通報してもらい、防火管理者は迅速に対応する。

北海道立十勝エコロジーパーク

自衛消防組織



消防訓練実施計画（案）

訓練目的：北海道立十勝エコロジーパーク消防計画に基づき、火災その他の災害が発生した場合を想定し、その被害を最小限に止めるため「自衛消防組織」により、火災（想定）時の対応に関わる訓練を行なう。

- 1 組織及び役務分担：管理事務所職員による「自衛消防組織」と、その役務のとおり。
（別紙「消防計画」「自衛消防組織図」参照）
- 2 訓練の内容：火災の発見、通報、避難誘導、初期消火等の一連の総合訓練とし、訓練対象施設はビジターセンターとする。
なお、これら訓練等については、音更消防署の指導・協力を得る。

（1）通報訓練

- ① 自動火災報知設備の受信機が火災表示した場合の現場確認訓練
- ② 放送設備による館内放送訓練
- ③ 出火場所、ケガ人・逃げ遅れの有無等の情報伝達訓練
- ④ 電話による消防への通報訓練（正確な情報の伝達）

（2）消火訓練

- ① 水消火器による、消火器取扱い訓練の実施

（3）避難訓練

- ① 館内放送による避難誘導訓練
- ② それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練
- ③ 防火戸等の閉鎖訓練（操作の確認）

（4）救急救命訓練

消火・避難訓練とは別日程を設定し実施するほか、年1回AEDを使用した救急救命訓練を実施する。

3	日 程	9：30	ミーティング（訓練内容等の確認）
		10：00	訓練開始
			① 通報訓練
			② 避難訓練
			③ 消火訓練
		11：00	終了
4	その他	講評	（音更消防署による）

安全危機対策マニュアル

災害対策（一般災害、地震災害）

1 平常時の対策

- (1) 防災体制・災害対策体制を整備する。
- (2) 災害対策に従事する職員の配置と動員体制を決める。
- (3) 各機関相互及び民間協力団体間で、情報収集や伝達が可能な連携体制をはかしておく。
- (4) 機会ある毎に職員に対し、防災意識の高揚と災害時の復旧方法などの習熟を図っておく。
- (5) 必要と認められる復旧資材をあらかじめ確保しておく。
 - ・車両での輸送のほか、あらかじめ災害対策用の資機材の調達契約をしておき、業者の車両等による輸送を依頼しておく。
- (6) 避難経路をあらかじめ利用者に告知しておく。
- (7) 公園管理者が危険と判断した場所には速やかに立入り禁止措置をとる。
- (8) 被害が予想される場合には、あらかじめ次のような作業を行なっておく。
 - ア 排水施設
 - (ア) 排水管、雨水枡等の点検を行ない、詰まりがある場合は掃除をする。
 - イ 電気設備
 - (ア) 電気設備の記述基準に定めるところに適合するよう、定期的に巡視・点検を行ない、特に災害発生のおそれがある場合には、特別に巡視を行ない危険箇所の早期発見、回収に努める。
 - ウ 水道施設
 - (ア) 給水管の漏水防止については、巡回し、漏水、腐食の早期発見、修理に努め、折損及び接ぎ手部分の抜け出しを防ぐ。
 - エ 崖、擁壁
 - (ア) 大地震、台風及び集中豪雨などによる崩壊を未然に防止し、万全の対策を期するため、北海道と協議し、危険箇所の改築改造及び補修の実施に努める。
 - オ 建築物の構造設備
 - (ア) 建築基準関係法令、消防関係法令、並びにこれら法令に基づく条例に定められた、技術上の基準に適合するよう維持するとともに、災害の予防に努める。
 - カ 風害対策
 - (ア) トタンなど、屋根葺材がとばされないようにする。
 - (イ) 倒壊のおそれのある工作物などには、丸太等の控柱、仮筋交いをする。

2 非常時の対応

- (1) 火災
 - ア ただちに消防署へ連絡し、場内放送をする。
 - イ 状況により立入り禁止措置をとる。
 - ウ 避難が必要な場合には、避難経路に従って避難誘導を行なう。
負傷者が出た場合には救護にあたり、救急車の手配をする。
 - エ 消火器などで消火活動を行なう。
 - オ 警察、消防車が到着後は指示に従い、協力する。
- (2) 震災
 - ア 公園管理者は状況を把握し、必要と判断した場合は、消防署へ連絡し、場内放送をする。
 - イ 状況により危険箇所への立入り禁止措置をとる。
 - ウ あらかじめ避難場所を定め、避難経路に従って誘導する。
 - エ 負傷者が出た場合は、救護にあたり救急車の手配をする。

(3) 河川の増水時(防災・避難・撤去計画)

ア 公園管理者は状況を把握し、必要と判断した場合は、消防署等各関係機関へ連絡し、場内放送する。

① インターネット、ラジオ、テレビなどから気象情報を把握し、必要な対策を講ずる。

イ 状況により危険箇所への立入禁止や避難措置をとる。

ウ あらかじめ避難場所を定め、避難経路に従って誘導する。

エ 負傷者が出た場合は救護にあたり、救急車の手配をする。

オ 増水時の場合には、北海道の指示のもとに河川占用工作物の撤去を行なう。

(4) 災害発生通報

ア 勤務時間中は組織に応じた連絡通報を行なう。

イ 夜間又は休祭日のときは、あらかじめ作成した連絡網によって通報する。

3 応急対策

(1) 被害状況の把握と応急措置

ア あらゆる方法をもって、被害状況の把握に努める。なお、災害中の巡回も併せて行なう。

① 一般道路、周辺の民家などに対する倒木による交通傷害や民家の破壊、樹木接触による漏電出火などの被害の発見に努める。

イ 著しく復旧が困難な場合には、とりあえず支障のないよう迅速に応急措置をとる。

① 例えば、豪雨による雨水氾濫の場合には、枺蓋をはずし、排水管により速やかに排水する。

4 復旧対策

災害発生時 : 現場職員は、電話又は口頭により、被害状況を管理事務所に報告する。
管理事務所長は、職員に指示し十勝総合振興局等関係機関に災害状況を報告し、指示を仰ぐ。

災害中間時 : 職員は被害状況を整理し、文書により報告する。

応急対策完了後 : 職員はすみやかに措置状況を文書で報告する。

災害後 : 危険度の高いものから順次復旧する。

5 防災訓練等

(1) 防災総合訓練(消火・通報・避難訓練)

(2) 河川占用工作物の撤去訓練の実施
(北海道の指示のもとに実施する)

6 役割分担と緊急連絡網

(1) 役割分担

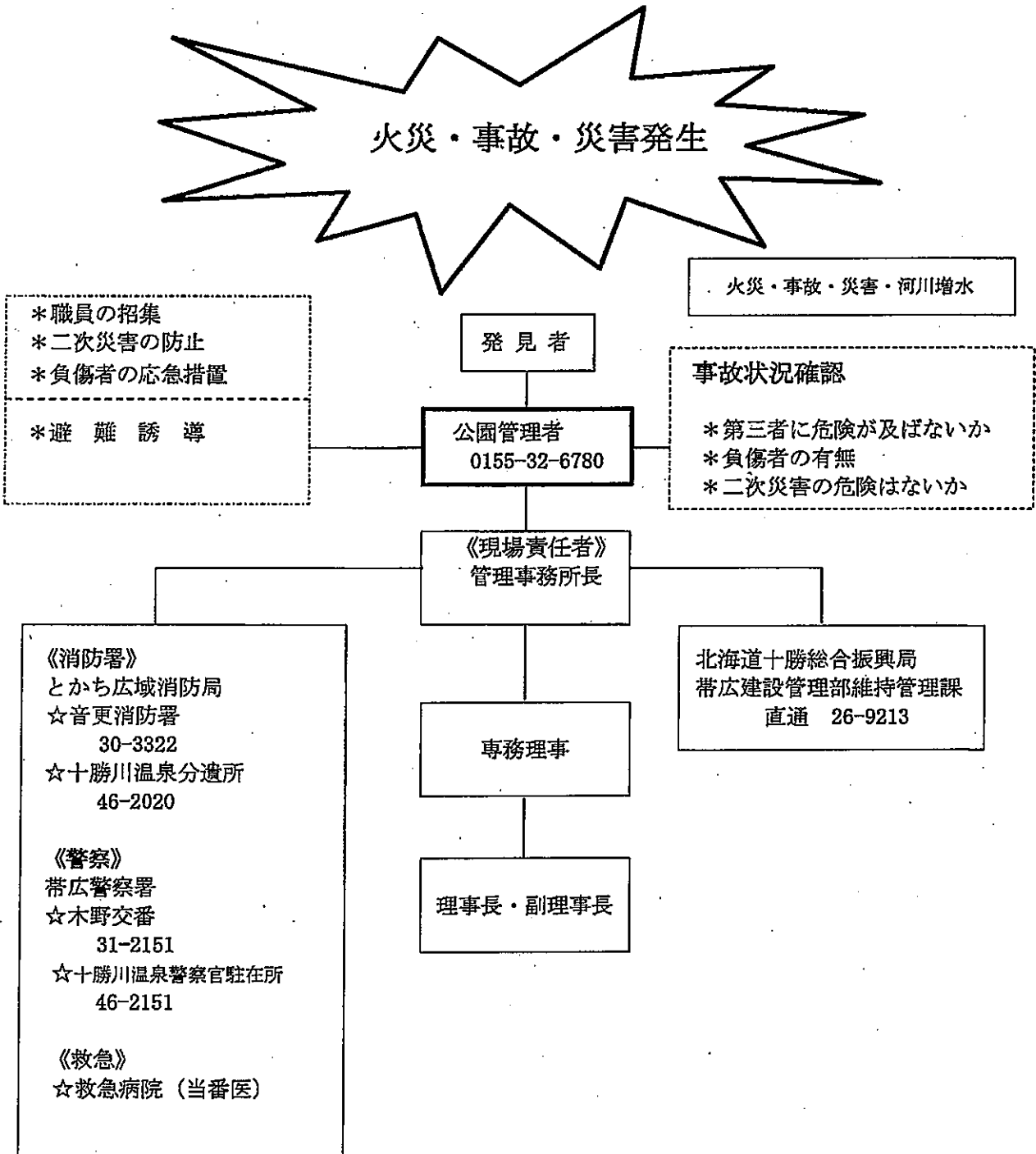
緊急事態、非常事態発生の際の指揮命令系統を明確にするため、責任者、消火担当、防災担当、避難誘導担当、救護担当など業務形態に合わせて決めておき、年1回の防火訓練をする。

(2) 緊急連絡網

緊急時に対応し、緊急連絡網を定める。

北海道立十勝エコロジーパーク

緊急連絡体制



事故対策マニュアル

1 事故に備えて

- (1) 毎日、園内の巡回や遊具などの点検を励行する。
- (2) 賠償責任保険に加入する。

2 事故発生時

- (1) 応急救護措置を行ない、必要に応じて救急車を要請する。
- (2) 事故処理を行なう。
- (3) 現場写真の撮影を行なう。
- (4) 目撃者から事故状況の聴取を行なう。
- (5) 事故調書、報告書を作成する。
- (6) 公園管理責任者に対して事故報告を行なう。
- (7) 場合によっては被害者に対する見舞いを行なう。
事故見舞金の支出が発生する場合にはその手続きを行なう。

3 事故報告内容

- (1) 事故発生の日時、場所
- (2) 事故状況、原因
- (3) 被害者との話し合いの状況

4 被害者より損害賠償の請求を受けた場合

- (1) 過去の判例、事故例、法律等を参照し、損害賠償する責任があるかないか、責任があるとするれば、妥当な賠償額を判断する。場合によっては、専門家の意見を聴き対応する。
- (2) 保険会社に連絡を取り協議する。

救急対策

- 1 救急事態が発生した場合には医療機関の協力を仰ぐ。
- 2 救急医療機関や休日当番病院を日頃から把握しておく。
- 3 救急薬品を用意し、職員の応急救護措置の知識を講習会等により取得しておく。
- 4 事務所のわかりやすいところに、当日の救急病院を明示しておく。

予防対策

- 1 日常点検が安全危機管理と深く関連しているという意識を職員が強く持ち、常日頃から施設の異常事態や不審者に注意する。

十勝エコロジーパーク不審者対応マニュアル

1. エコロジーパークの出入り口開閉及び時間

正門 ①夏期時間 (4月下旬～11月初旬)

午前6時～午後7時 (リモコン操作・午後7時～午後10時)

②その他の期間

午前9時～午後5時30分

- ・ビジターセンター 午前9時から午後5時
- ・コテッジ入りロゲート リモコン操作
- ・キャンプ場入りロゲート リモコン操作
- ・ととろーど・自転車レンタル 午前9時～午後5時 (4月29日～10月末)
(11月は、午前9時30分～午後4時)

2. 対策体制

防犯責任者	管理事務所長
副防犯責任者	管理係長
副防犯責任者	企画主事

3. 鍵の管理

- ① 出入り口施設の鍵は、職員が各自責任により管理する
- ② 事務所で保管している鍵は、使用后「キーボックス」に必ず返却する
- ③ 閉鎖箇所、関係者以外立ち入り禁止場所は鍵を掛ける

4. 園内の点検

- ① 日中 午前8時30分から午後5時30分までに定期点検を兼ね3回巡視を行う
- ② 夜間 午後5時30分から午前8時30分までに3回以上の巡視を行う
- ③ その他 不定期に巡回を実施する

5. 来園者等の確認

- ① 利用者に挨拶と声かけを積極的に行う
- ② テレビカメラ等により不審者や不審車の監視を行う
- ③ 園内の巡回を行う
- ④ 園内の案内や作業中においても監視・確認を行う

6. 不審者対応

不審者や不審物を発見及び来園者からの通報があった場合、状況確認を行う

- ① 不審者らしき者を見かけた場合、在所の防犯責任者に報告する
- ② 出勤者全員に周知し連絡体制をとる
- ③ 不審行動者・不審物などの状況確認を2名体制で行う
- ④ 不審物を発見した場合、来園者への避難の呼びかけとともに安全が確認できるまで、立ち入りの制限を行う
- ⑤ 不審者については、監視を続けるとともに帯広警察署又は十勝川温泉駐在所に通報と協力を要請する

7. その他

年1回 帯広警察署に要請し「不審者・不審物対応講習会」を開催する

一般財団法人十勝エコロジーパーク財団災害対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道に提出する年度事業計画における「安全機器対策」に定めがあるもののほか、災害に対応するための非常配備態勢について定めることを目的とする。

(非常配備態勢の基準)

第2条 専務理事は、次のいずれかに該当し災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、非常配備態勢を指示するものとする。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 十勝川について、氾濫注意水位に達し、又は恐れがあるとき。
- (3) 震度4以上の地震が発生したとき。
- (4) 震度4未満であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (5) その他、施設に重大な影響を及ぼす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

2 非常配備態勢の種類と基準は、別表1のとおりとする。

3 管理事務所長は、非常配備の職員の招集に備えて、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

(災害情報連絡責任者)

第3条 災害に関する情報等の収集および受理、災害又は被害の状況、被害現場、避難所等の応急対策実施状況、その他必要な災害情報を逐次とりまとめ、管理事務所長に伝達するため、情報連絡責任者を置く。

2 情報連絡責任者は管理係長とする。

3 管理事務所長は災害情報により、災害の発生する恐れが予測されるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(休日の連絡方法)

第4条 職員は、休日又は勤務時間外において気象の異常な警報若しくは情報又は災害情報等を取得したときは、自ら連絡を取り指示を受けなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、災害対策に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月29日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

非常配備態勢の種類と配置基準

ア 水害、一般災害関係(地震災害を除く。)

(ア) 第1次注意態勢

配置基準	気象業務法に基づく気象、地震及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備態勢	管理係長(情報連絡責任者)
活動内容	気象、地象及び水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ管理事務所に状況報告する。

(イ) 第2次注意態勢

配置基準	(1) 警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生する恐れがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。
配備態勢	(1) 管理事務所長、管理係長、業務主任(草刈班)、企画主事、業務助手(施設管理) (2) その他の職員は自宅待機とする。
活動内容	(1) 管理事務所長は、気象、地象及び水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、北海道及び関係機関との情報連絡に当たる。 (2) 管理事務所長は、職員に対し、巡回、軽微な応急活動や流失する恐れのある備品等の回収など、必要な指示を行う。

(ウ) 第1種非常配備態勢

配置基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る配備職員及び総務主任、学習指導員を招集する。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常体制に移行できる態勢とする。 (3) その他の職員に対し自宅待機を指示する。
活動内容	(1) 管理事務所長は、次の措置をとるとともに、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (ア) 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 (イ) 装備、物資、機材、機械等を点検し、必要に応じ被害現地又は被災予想地へ配備するものとする。 (ウ) 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(エ) 第2種非常配備態勢

配置基準	相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。
配備態勢	管理事務所長は、第1種非常配備職員及び、ととろ一ど業務助手、園内管理業務助手を招集し、直ちに災害対策の実施に当たる。
活動内容	(1) 管理事務所長は次の措置をとるとともに、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (ア) 災害の現況について職員に周知するとともに、所要の人員を非常配備につかせる。 (イ) 装備、物資、機材、機械等を点検し、必要に応じ被害現地又は被災予想地へ配備するものとする。 (ウ) 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(オ) 第3種非常配備態勢

配置基準	全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 所属職員全員(臨時職員含む。)を招集する。 (2) 状況に応じ、支援活動団体の支援について要請する。
活動内容	全職員は、災害応急対策を全力をもって傾注する。

イ 地震災害関係

(ア) 震災第1種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが、施設の点検が必要と認められるとき。
配備態勢	管理事務所長、管理係長、業務主任(園内作業班)
活動内容	(1) 管理事務所長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ上司に状況報告を行う。 (2) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策に当たる。

(イ) 震災第2種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 施設全般あるいは部分的に大きな被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 第1種非常配備職員に加え、総務主任、企画主事、学習指導員、業務助手、魚道観察室看視員(任用期間中に限る)は速やかに参集し、情報連絡及び被害状況の収集に当たる。 (2) 被害の状況により、第3種非常配備態勢に移行できる態勢とする。
活動内容	(1) 速やかに施設全般の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 関係機関との情報連絡にあたる。

(ウ) 震災第3種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度6弱以上の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 施設全般にわたり甚大な被害が発生し、又は予想されるとき。
配備態勢	(1) 所属職員全員(臨時職員含む。)を招集する。 (2) 状況に応じ、支援活動団体の支援について要請する。
活動内容	(1) 速やかに施設全般の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 関係機関との情報連絡にあたる。

十勝エコロジーパーク財団

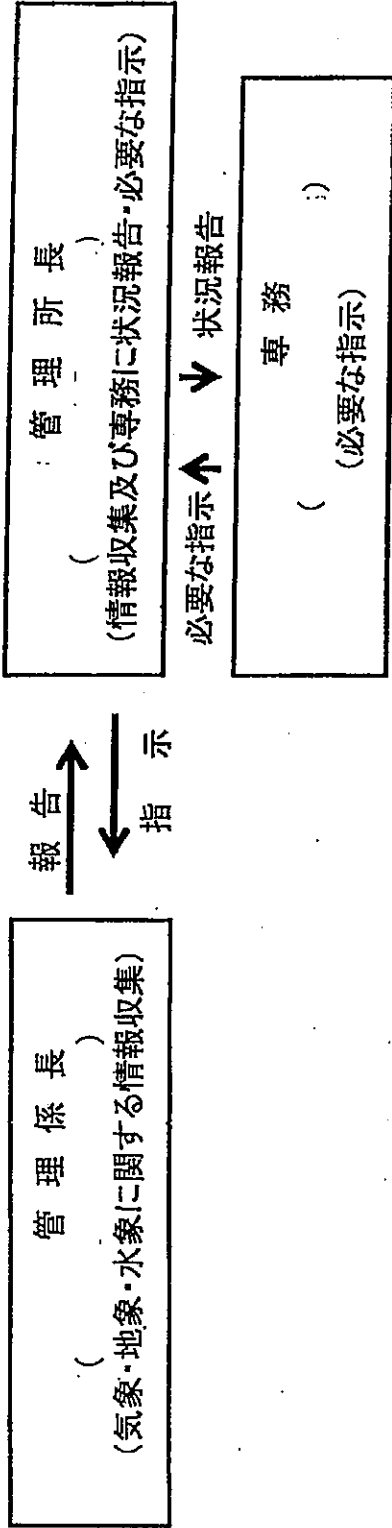
災害対策マニュアル

災害時の対応

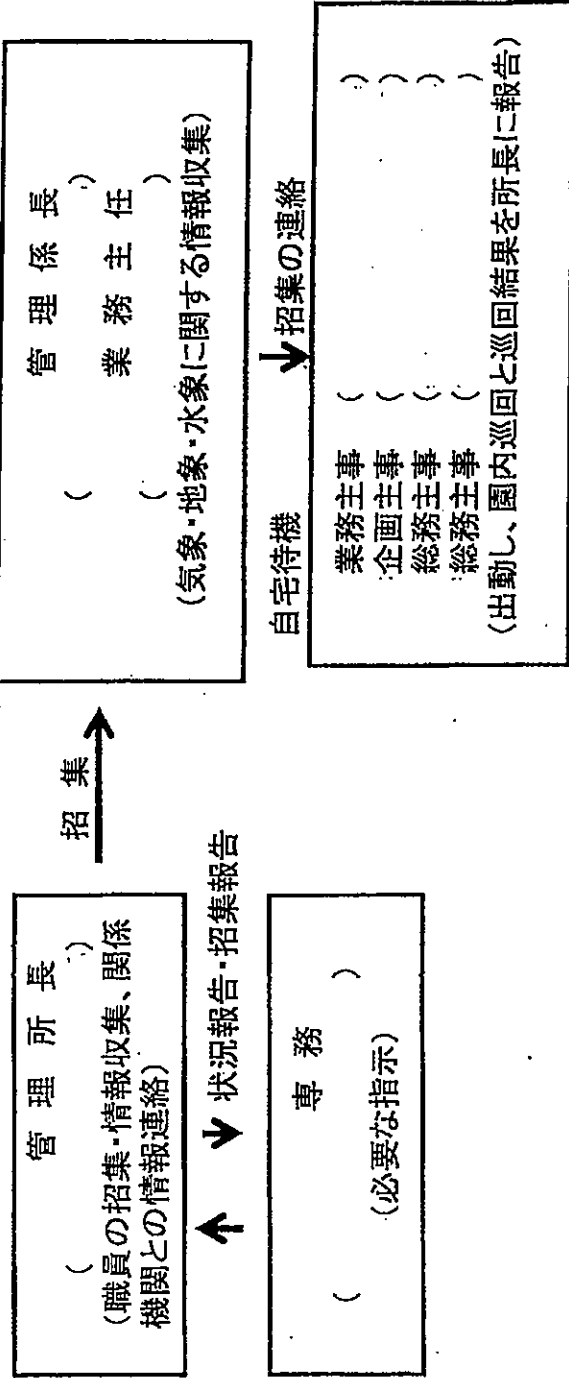
令和4年6月

ア 水害、一般災害関係の情報収集・職員参集体制

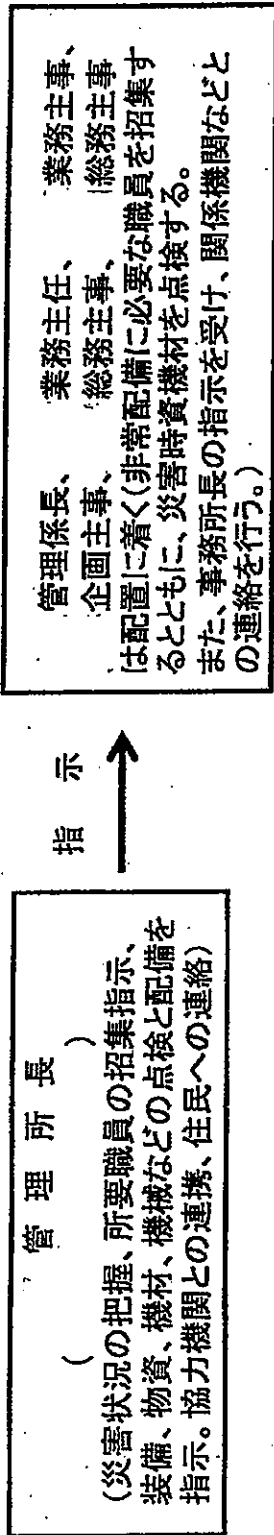
(ア) 第1次注意態勢(気象・地象・水象情報・警報発令があったとき)



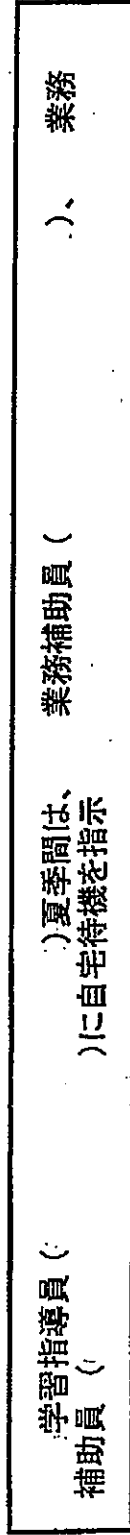
(イ) 第2次注意態勢(警報発令状態が継続、また、関係情報が発表されている場合)



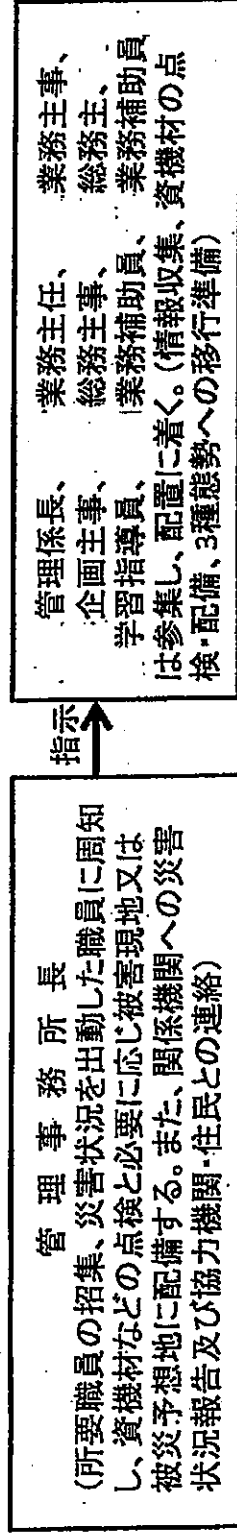
(ウ) 第1種非常配備体制(同地的な災害発生など、初期の災害対策が必要な場合及び被害の増加が予想)



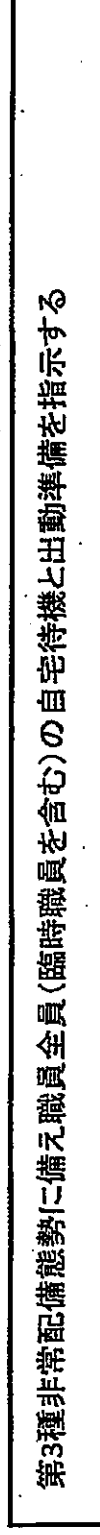
↓
第2次非常体制の招集準備



(エ) 第2種非常配備態勢(相当規模の災害発生又は発生の恐れがある。)



↓
招集準備

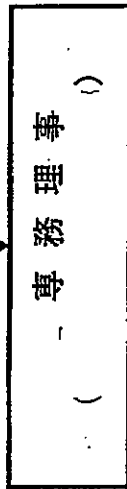


イ 地震災害関係

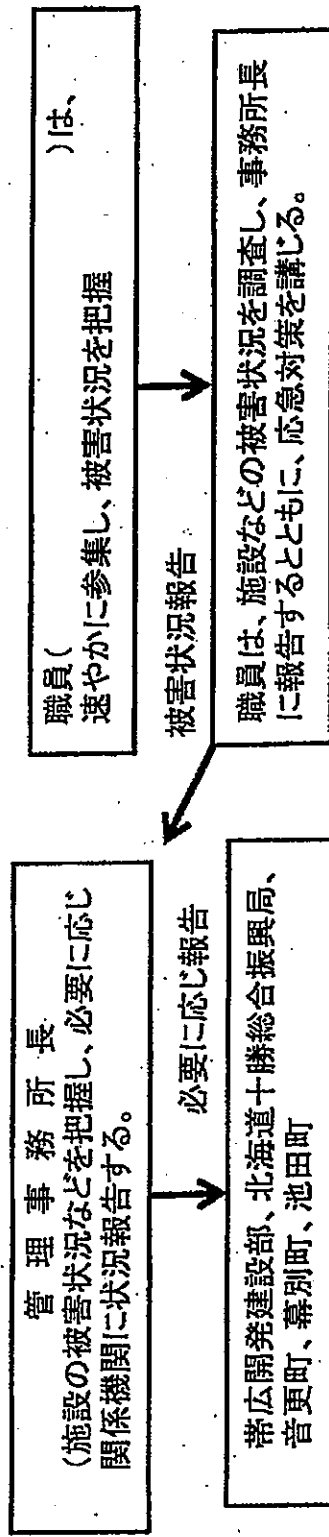
(ア) 震災第1種非常配備態勢(震度4の地震が発生)



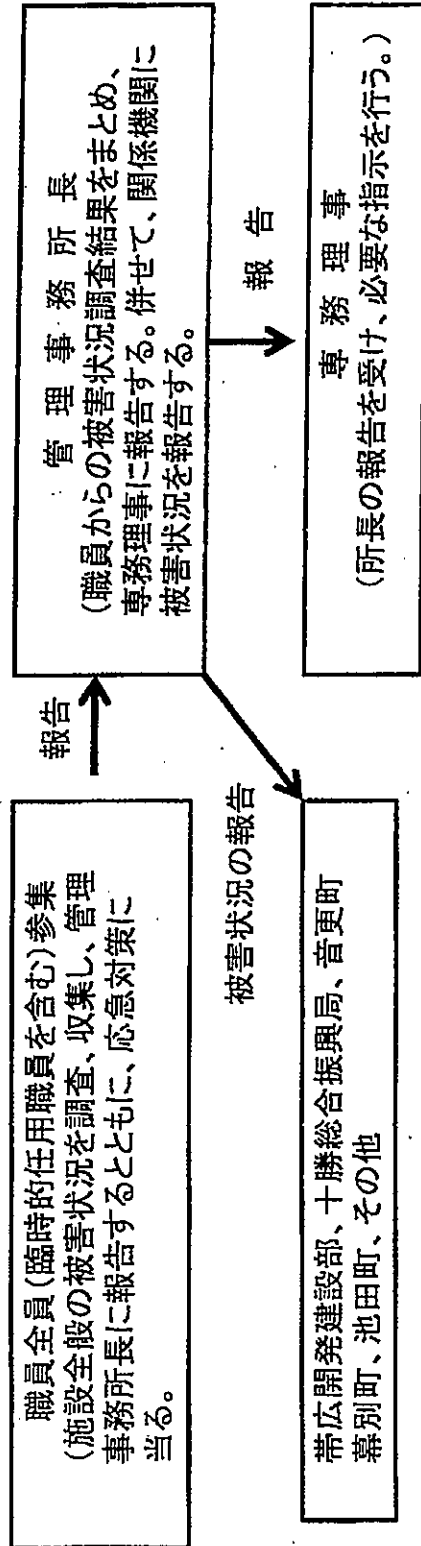
必要に応じ報告



(イ) 震災第2種非常配備態勢(震度5弱又は震度5強の地震が発生)



(ウ) 震災第3種非常配備態勢(震度6弱以上の地震が発生)



注:水害、地震によって道路、橋の交通規制が予想され、通常ルートが通行止めになることが
予想されるので、交通情報を十分に把握し、速やかな参集に努めること。

VI地域連携

地域住民との協働による公園づくりをすすめます。

北海道立十勝エコロジーパークの供用開始以前から、ボランティアの組織化を図り、公園づくりや運営活動の指導者育成に努めてきます。

施設の維持管理、花畑の管理、園内清掃、イベントの実施、体験活動事業等における指導・ガイド、音楽コンサートの開催、樹林の管理など、多岐にわたり、ボランティア活動に参加いただいています。

さらに、地元十勝川温泉とは、一体となった連携事業に取り組んでいます。

今後も地域住民に愛され、親しまれる公園づくりのため、ボランティアや十勝川温泉、市町村等との一層の連携を強め、地域の財産として、かつ、観光拠点として魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。

1.地域住民との協働活動

協働の計画	実施内容	具体的な効果
エコパ蕎麦まつり事業	十勝管内のそば打ち同好会によるロングランイベント	産消協働の促進 住民参加による生涯学習の一環
新型コロナウイルス感染予防のため、中止とした。		
十勝川温泉との協働事業		
①ホテル宿泊者の利用促進	宿泊者へのPR、リーフレットの備え置き	相互の情報提供
ホテル大平原、笹井ホテル、観月苑、国際ホテル、富士ホテル、テトラリゾート、北海道ホテル、第一ホテル、三余庵、北海道ホテル、ノースランド等		
②ガーデンスパ十勝川温泉	商品及び利用等の広報PR 相互利用割引	地産地消、利用促進の推進
③フットパスウォーキング	公園内と周辺フットパスを散策	健康増進、利用促進、自然保護思想の普及
第1四半期 6/18 第14回フットパスウォーキング		
④ウインターフェスinエコパ	温泉宿泊者の利用を含めた冬のイベント	協働による一体感の醸成、冬の遊びの提案、健康増進、自然保全

2.地域のボランティア組織の育成や参加・連携を進めます。

行事名等	活動内容	期待される効果
自然観察会・体験会	自然観察会や体験会の指導者 ・コーディネーター	専門知識により、教育効果が得られる
第1 四半期		
4月16日	1人 サケの人工飼育指導	
4月20日	1人 サケの人工飼育指導	
5月5日	1人 サケの稚魚放流	
5月21日	2人 クニミカメロディキッズ音楽ワークショップ	
6月19日	1人 青空 yoga	
第2 四半期		
8月20日	2人 クニミカメロディキッズ音楽ワークショップ	
第3 四半期		
11月5日	2人 サケの人工授精指導 サケさばき実演	
11月19日	2人 クニミカメロディキッズ音楽ワークショップ	
12月18日	1人 ホワイトクリスマスヨガ	
12月19日	1人 サケの人工飼育指導	
第4 四半期		
1月14日	3人 歩くスキー指導	
1月21日	3人 歩くスキー指導	
1月28日	3人 歩くスキー指導	
2月4日	3人 歩くスキー指導	
2月11日	3人 歩くスキー指導	
2月18日	3人 歩くスキー指導	
	2人 クニミカメロディキッズ音楽ワークショップ	
3月20日	1人 サケの人工飼育指導	
3月29日	1人 サケの人工飼育指導	
工作などものづくり	工作教室の指導、農業指導等	ものづくりを通じた理科教育
第2 四半期		
7月28日	2人 クラフトづくり	
7月29日	4人 クラフトづくり	
8月7日	17人 木工教室	
第4 四半期		
1月7日	2人 冬のクラフトづくり	
2月26日	3人 ひなまつり工作会	

森づくり、環境整備	エコロジーパークの理念を発展することを目的に環境育成や自然体験活動の支援、園内森林の間伐、清掃、柳のトンネルづくり	環境保全や環境育成などの充実
<p>第1 四半期</p> <p>4月 9日 106人 クリーンアップ作戦 各団体</p> <p>4月 16日 8人 園内樹木の枝切 歩くスキー同好会</p> <p>6月 8日 16人 デッキ、園路への防腐剤塗布 帯広土木クラブ</p> <p>第4 四半期</p> <p>1月 18,19,20日 78人 氷の滑り台づくり</p>		
花壇造成・維持管理	花壇整備・管理、施設の修繕など	公園の彩ややすらぎの空間形成
<p>第1 四半期</p> <p>4月 9日 12人 花壇造成 啐啄童子</p> <p>6月 25日 75人 花の植え替え 第一いずみ幼稚園</p>		
アウトドア指導者	アウトドア体験会などの指導	公園でできるアウトドアの普及
<p>第1 四半期</p> <p>4月 29日～5月 1日 35人 モンキーブリッジ設営管理 ボーイスカウト帯広第4団</p> <p>第2 四半期</p> <p>9月 4日 15人 災害時の簡単ご飯炊き・ロープワーク体験 ボーイスカウト帯広第4団</p>		
コンサート出演	地元のアーティストで、音楽イベントを実施	公園の知名度アップや子供から大人までの集客が期待される
<p>第1 四半期</p> <p>4月 16日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>5月 5日 13人 チンネルバンドコンサート</p> <p>5月 21日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>5月 29日 31人 第6回十勝川フォークジャンボリー</p> <p>6月 18日 2人 クニさん歌の広場 夏至コンサート</p> <p>第2 四半期</p> <p>7月 10日 40人 アップルライブ</p> <p>7月 23日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>7月 24日 30人 グリーンコンサート</p> <p>8月 20日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>8月 21日 39人 エコパサウンドピクニック</p> <p>9月 17日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>第3 四半期</p> <p>10月 22日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>11月 5日 11人 池田高校吹奏楽部</p> <p>11月 6日 10人 チンネルバンド</p> <p>11月 19日 2人 クニさん歌の広場</p> <p>12月 26日 2人 クニさん歌の広場～忘年会～</p>		

第4 四半期		
1月 21日	2人	クニさん歌の広場
1月 22日	9人	第五音楽隊
2月 18日	2人	クニさん歌の広場
3月 17日	2人	メロディキッズコンサート準備
3月 18日	6人	メロディキッズコンサート練習
3月 19日	30人	メロディキッズコンサート
	2人	クニさん歌の広場
障がい児(者)の イベント手伝い	障がい者の自立支援施設の職員と 利用者と、イベントへの参加とイ ベント運営	障害者の自立支援
4月 9日	10人	花壇整備及び草取り 啐啄童子
託児	託児などのボランティア	子育てママの社会参加や休 息の確保
サバイバルキャンプの 指導	自然体験活動や自然の中での遊び の企画・実施、指導	自然界で生き抜く力や知恵 の習得
第1 四半期		
5月 21日	春のキャンプ	15人
6月 4日	ピザづくり体験	2人
第2 四半期		
7月 30日	夏のキャンプ	6人
9月 4日	災害時の簡単ご飯炊き・実用ロープワーク体験	15人
第3 四半期		
10月 15日	秋のキャンプ	15人
11月 6日	おやつを焼こう	10人
第4 四半期		
1月 21日	冬のキャンプ	15人
公園の環境調査等	関係機関への要望活動、公園の支 援、自然保護思想の啓発、タンチ ョウゾルの生息環境の調査や給餌 台の設置、サケの遡上状況調査	公園の魅力付けや公園の自 然変化を経年的にデータ 蓄積し、今後の活動に活用 十勝エコロジーパーク生物 出現種目録の作成

①	公園内でボランティア募集の周知を行いました。
②	ホームページなどで募集しました。
③	自然体験会やイベント参加者などにボランティアの勧誘を行いました。
④	職員の人脈ネットワークを生かし、アーティストや指導者をはじめ、奉仕団体、サークル団体などに参加を勧誘しました。
⑤	ボランティア参加希望者に必要な研修・講習会を実施しました。
⑥	管内アーティストにボランティア出演の協力を依頼しました。

3. 地元企業の社会貢献事業の実施

①	施設の老朽化や適切な維持のため、建設関係企業に、社会貢献事業として、小修繕等を依頼していただきました。
---	---

4.管理の目標を達成するための計画

単位:人

ボランティア事業名	年度	R4	R5	R6	R7	R8
	指標値	900	900	900	900	900
自然観察会・体験会の指導講師等		80	80	80	80	80
花壇造成・維持管理		60	60	60	60	60
園内の清掃・施設修繕ボランティア		100	100	100	100	100
イベントの実施・お手伝い		100	100	100	100	100
音楽イベント参加アーティスト		200	200	200	200	200
工作・ものづくり指導者		50	50	50	50	50
園内の植樹・育樹事業		100	100	100	100	100
アウトドア・サバイバルキャンプ指導		100	100	100	100	100
そばまつり		100	100	100	100	100
託児協力		10	10	10	10	10
合 計		900	900	900	900	900

●管理の目標を達成するための実績 (単位:人)

ボランティア事業名	第1	第2	第3	第4	合 計
自然観察会・体験会の指導講師等	8	2	5	22	37
花壇造成・維持管理	87	0	0	0	87
園内の清掃・施設修繕ボランティア	122	0	5	0	127
イベントの実施・お手伝い	4	4	30	85	123
音楽イベント参加アーティスト	50	117	35	53	255
工作・ものづくり指導者	0	23	0	5	28
園内の植樹・育樹事業	8	0	0	0	8
アウトドア・サバイバルキャンプ指導	50	30	25	15	120
そばまつり	0	0	0	0	0
託児協力	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	329	176	100	180	785

●管理の目標を達成するための実績。(単位:時間)

ボランティア事業名	第1	第2	第3	第4	合計
自然観察会・体験会の指導講師等	13	4	11	37	65
花壇造成・維持管理	93	0	0	0	93
園内の清掃・施設修繕ボランティア	244	0	10	0	254
イベントの実施・お手伝い	18	18	98	595	729
音楽イベント参加アーティスト	303	712	100	229	1,344
工作・ものづくり指導者	0	147	0	28	175
園内の植樹・育樹事業	24	0	0	0	24
アウトドア・サバイバルキャンプ指導	573	480	455	405	1,913
そばまつり	0	0	0	0	0
託児協力	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1,268	1,361	674	1,294	4,597

5.地域の一員として活動します。

①	公園は、音更地域を拠点としており、地域団体である ①音更商工会 ② 音更町十勝川温泉観光協会 に加入し、地域とのつながりを強め、地域の一員として活動しました。
---	--

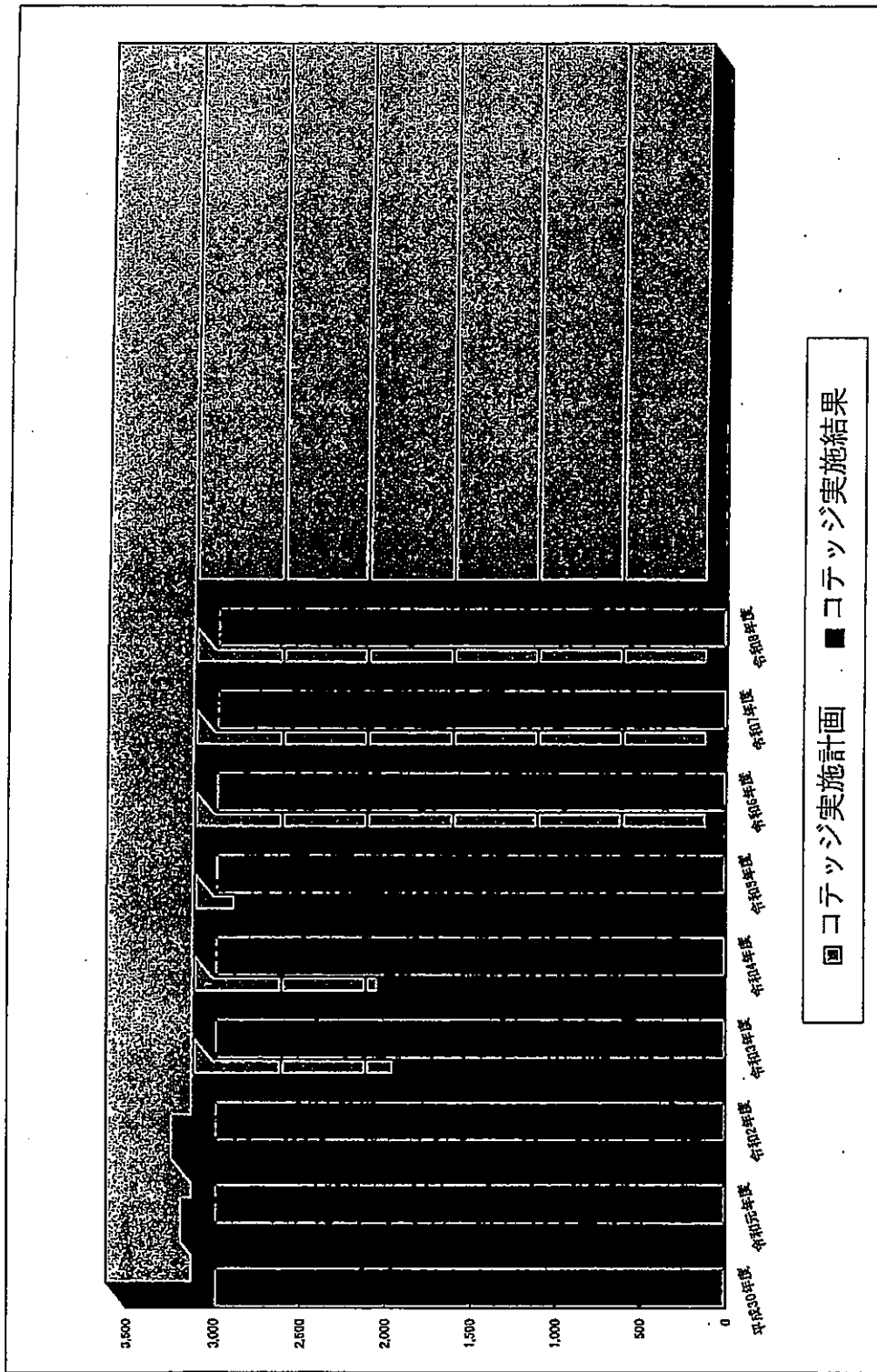
5. 管理の目標を達成するための計画及び実績

管理の目標達成状況(2022年-2023年)

達成目標及び業績指標		2022年目標値(人)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計
利用促進	公園利用者数の増員	年間 242,000 人	65,089 人	81,888 人	32,275 人	36,933 人	216,185 人
	(達成率=利用者数÷利用者数目標値(人))	達成率	26.9%	33.8%	13.3%	15.3%	89.3%
	有料施設関係【キャンプ・コテージ】	年間 7,800 人	2,169 人	6,131 人	737 人	0 人	9,037 人
	(達成率=利用者数÷利用者数目標値(人))	達成率	27.8%	78.6%	9.4%	0.0%	115.9%
	有料施設関係 【キャンプ場 プライベートサイト(30)】	年間 967 サイト	355 サイト	840 サイト	140 サイト	0 サイト	1,335 サイト
	(達成率=H30利用者数÷H30利用目標値(サイト))	達成率	36.7%	86.9%	14.5%	0.0%	138.1%
	有料施設関係 【キャンプ場 フリーサイト(70)】	年間 812 サイト	244 サイト	720 サイト	25 サイト	0 サイト	989 サイト
	(達成率=利用者数÷利用目標値(サイト))	達成率	30.0%	88.7%	3.1%	0.0%	121.8%
	有料施設関係【キャンプ場 Dキャンプ】	年間 27 サイト	11 サイト	14 サイト	8 サイト	0 サイト	33 サイト
	(達成率=利用者数÷利用目標値(サイト))	達成率	40.7%	51.9%	29.6%	0.0%	122.2%
有料施設関係【コテージ 10棟】	年間 547 棟	102 棟	365 棟	73 棟	0 棟	540 棟	
(達成率=利用者数÷利用目標値(サイト))	達成率	18.6%	66.7%	13.3%	0.0%	98.7%	
有料施設関係【自転車】	年間 3,500 人	584 人	616 人	157 人	0 人	1,357 人	
(達成率=利用者数÷利用目標値(サイト))	達成率	16.7%	17.6%	4.5%	0.0%	38.8%	
自主企画事業参加者数	年間 51,200 人	18,879 人	17,958 人	4,549 人	4,296 人	45,682 人	
(進捗率=参加者数÷参加者数目標値(人))	達成率	36.9%	35.1%	8.9%	8.4%	89.2%	
安全・快適な利用環境	安全性の確保	年間 0 件以下	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	(進捗率=事故件数÷事故件数目標値)	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	職員資質の向上 (有識者研修)	年間 1 回	1 回	0 回	0 回	0 回	1 回
	(進捗率=実施回数÷研修開催目標値(回))	達成率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
職員資質の向上 (自主研修)	年間 5 回	1 回	2 回	1 回	1 回	5 回	
(進捗率=実施回数÷研修開催目標値(回))	達成率	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	100.0%	
職員資質の向上 (職場外研修)	年間 1 回	1 回	0 回	2 回	1 回	4 回	
(達成率=参加者数÷参加者数目標値(人))	達成率	100.0%	0.0%	200.0%	100.0%	400.0%	
住民との協働推進	公園業務に対する地域住民との協働推進	年間 900 人	329 人	176 人	100 人	180 人	785 人
	(達成率=参加者数÷参加者数目標値(人))	達成率	36.6%	19.6%	11.1%	20.0%	87.2%

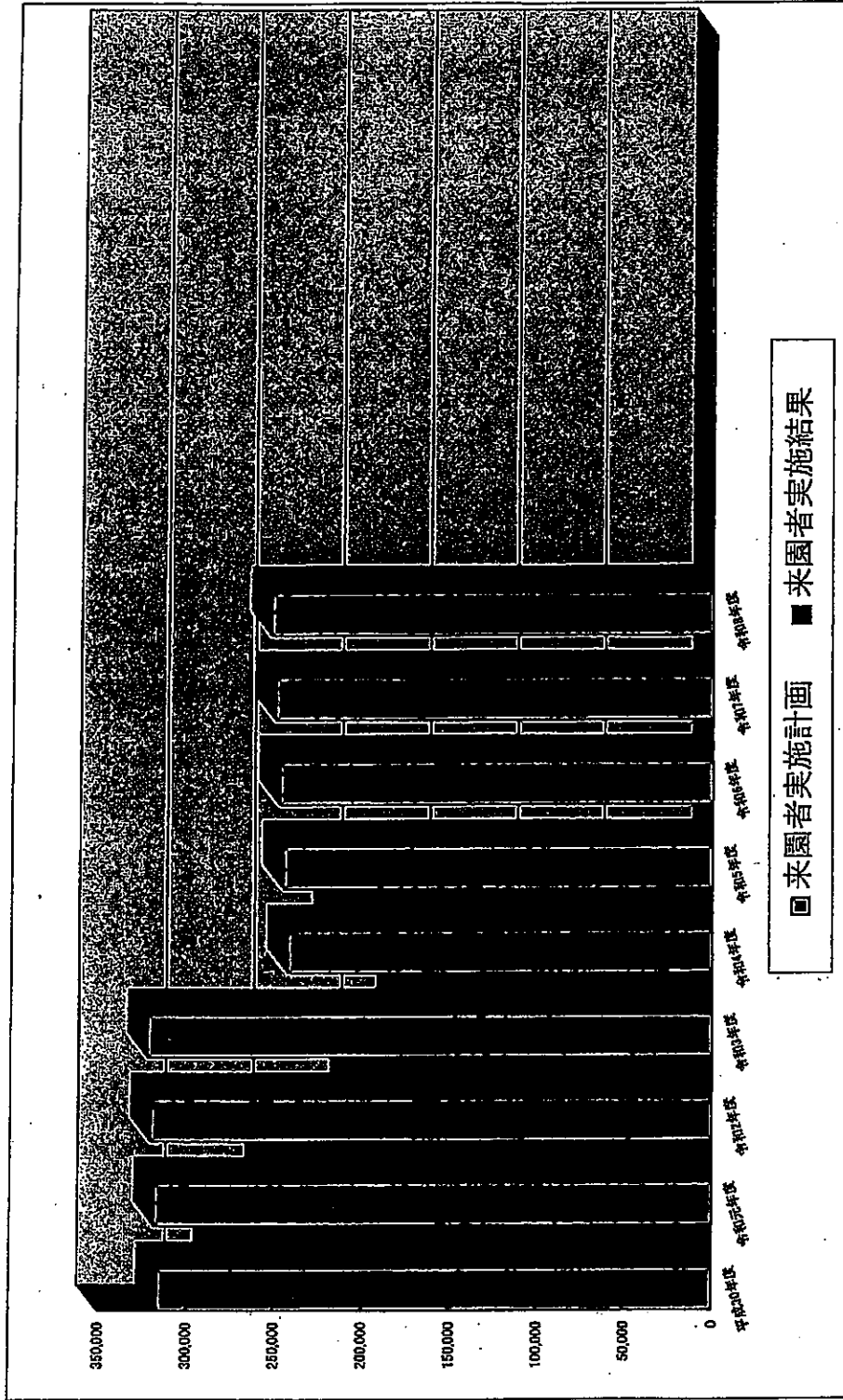
年度別	コテッジ実施計画	コテッジ実施結果
平成30年度	3,000	3,062
令和元年度	3,000	3,112
令和2年度	3,000	1,837
令和3年度	3,000	1,929
令和4年度	3,000	2,769
令和5年度	3,000	
令和6年度	3,000	
令和7年度	3,000	
令和8年度	3,000	
小計	27,000	12,709
合計	#REF!	#REF!

年度	コテッジ実施計画	コテッジ実施結果
令和4年度	3,000	2,769
令和5年度	3,000	0
令和6年度	3,000	0
令和7年度	3,000	0
令和8年度	3,000	0
合計	15,000	2,769



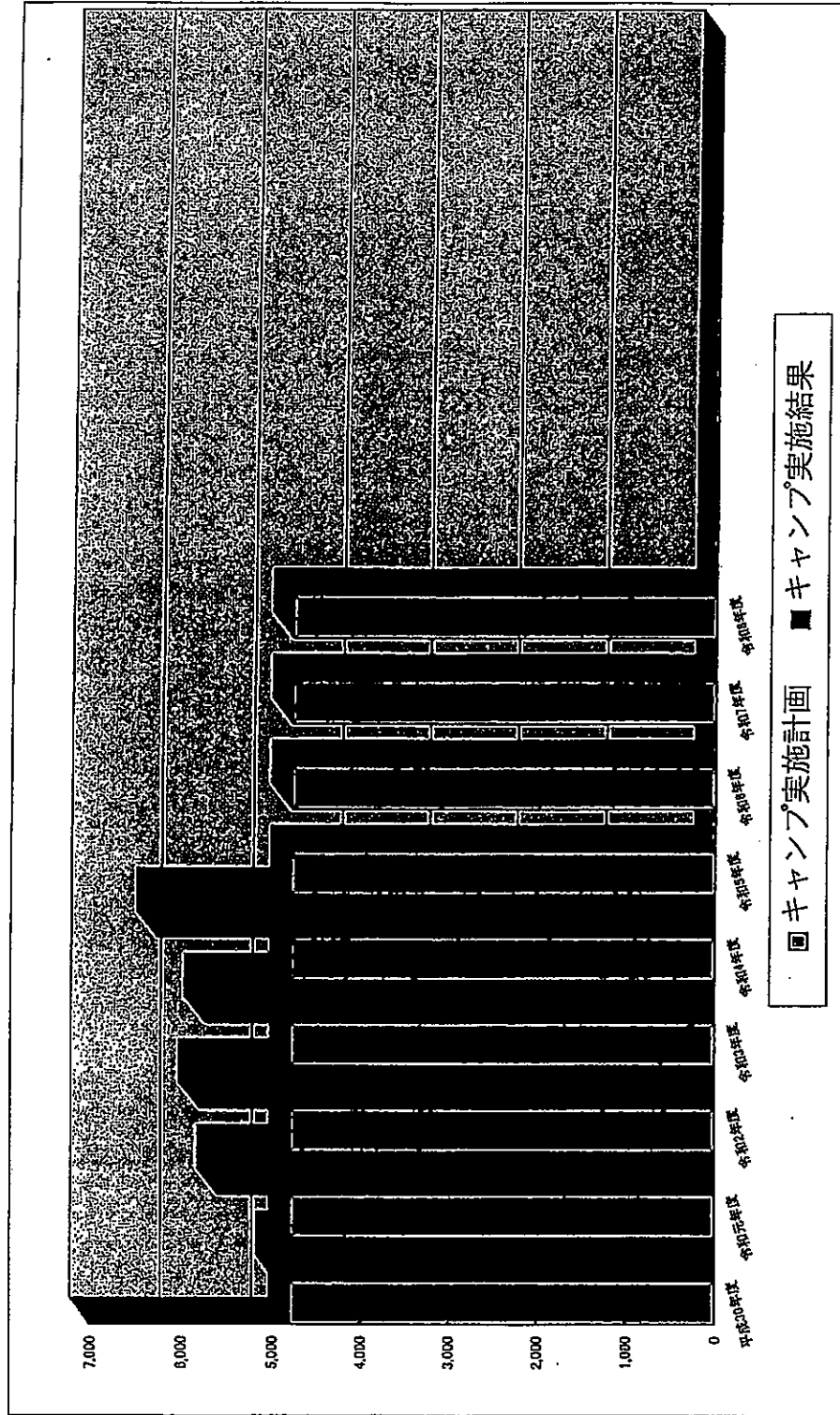
年度別	来園者実施計画	来園者実施結果
平成30年度	316,000	283,725
令和元年度	318,000	254,451
令和2年度	320,000	206,248
令和3年度	322,000	179,882
令和4年度	242,000	216,185
令和5年度	244,800	
令和6年度	247,200	
令和7年度	249,700	
令和8年度	252,200	
合計	2,511,900	1,140,491

指定管理期間		自転車実施結果
年度	自転車実施計画	
令和4年度	242,000	216,185
令和5年度	244,800	0
令和6年度	247,200	0
令和7年度	249,700	0
令和8年度	252,200	0
合計	1,235,900	216,185



年度別	キャンプ実施計画	キャンプ実施結果
平成30年度	4,800	4,951
令和元年度	4,800	5,600
令和2年度	4,800	5,796
令和3年度	4,800	5,739
令和4年度	4,800	6,268
令和5年度	4,800	
令和6年度	4,800	
令和7年度	4,800	
令和8年度	4,800	
合計	43,200	28,354

年度	自転車実施計画	自転車実施結果
令和4年度	4,800	6,268
令和5年度	4,800	0
令和6年度	4,800	0
令和7年度	4,800	0
令和8年度	4,800	0
合計	24,000	6,268



年度別	自転車実施計画	自転車実施結果
平成30年度	3,500	2,143
令和元年度	3,500	2,011
令和2年度	3,500	1,285
令和3年度	3,500	1,070
令和4年度	3,500	1,357
令和5年度	3,500	
令和6年度	3,500	
令和7年度	3,500	
令和8年度	3,500	
合計	31,500	7,866

指定管理期間		自転車実施結果
年度	自転車実施計画	自転車実施結果
令和4年度	3500	1357
令和5年度	3500	0
令和6年度	3500	0
令和7年度	3500	0
令和8年度	3500	0
合計	17,500	1,357

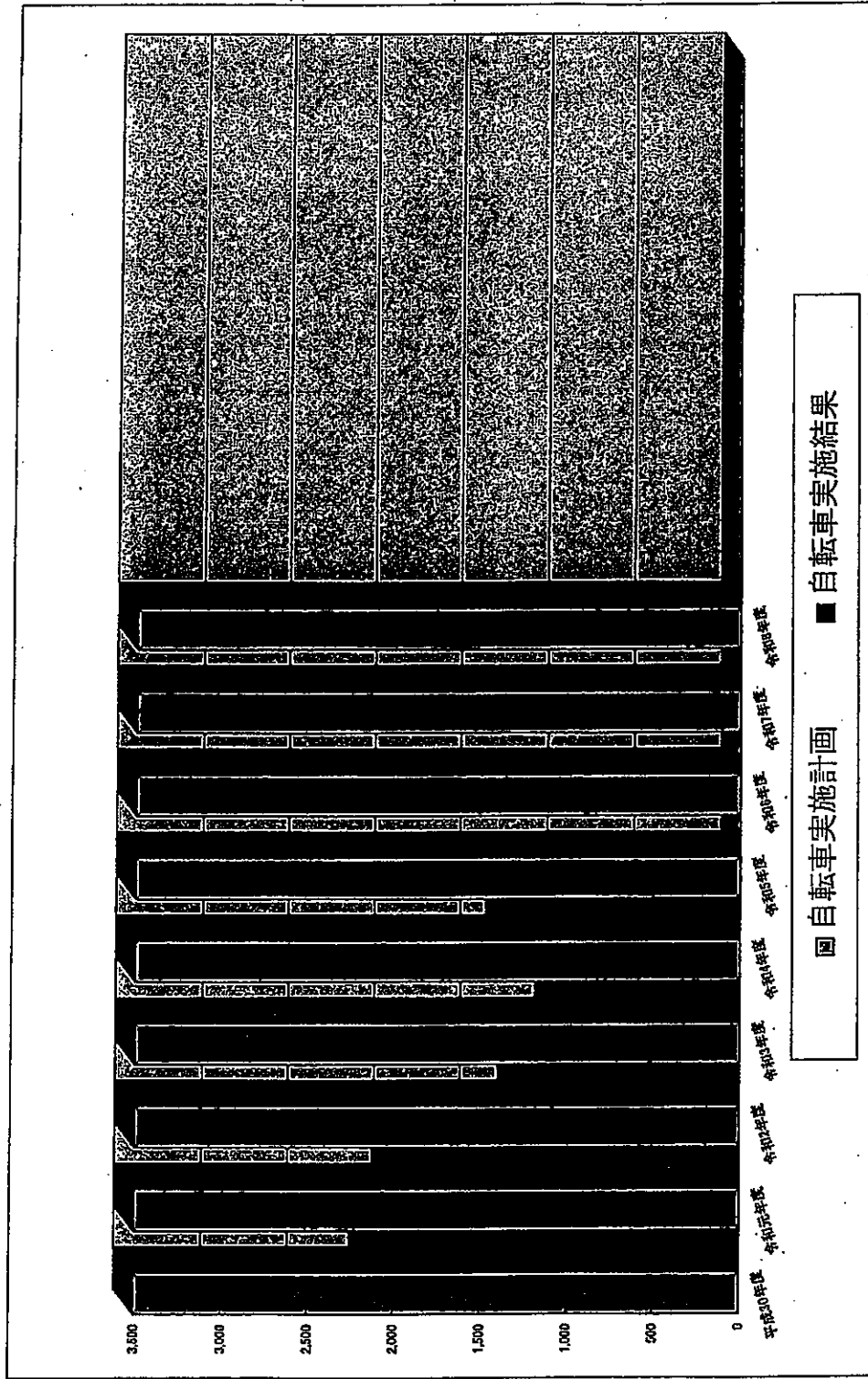


図 自転車実施計画 ■ 自転車実施結果

VII スタッフ配置及び資質向上について

利用者が笑顔で楽しめる公園づくりを実現します。

ゆとりとるおいのある環境を提供し、公園を利用した多様な余暇の過ごし方を提案します。

専門知識の習得など、研修への参加や普段の業務を通じた業務の改善や接客向上に取り組みます。

利用者のニーズに迅速かつ丁寧にお応えします。

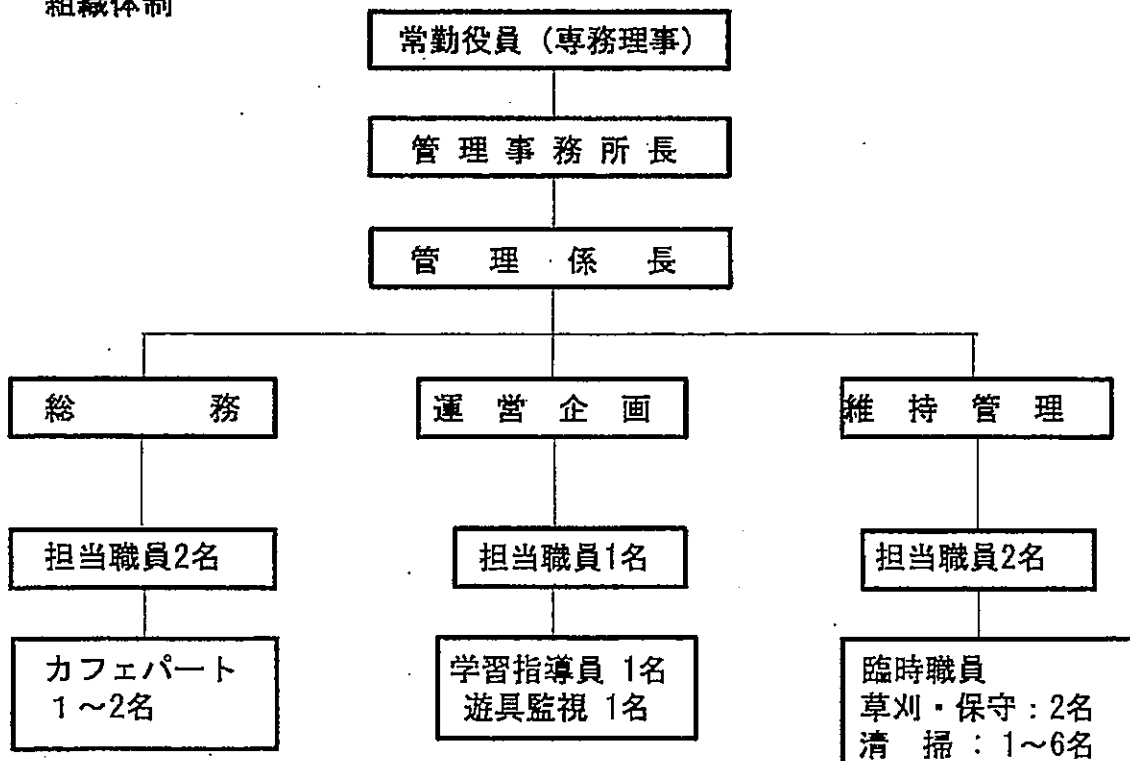
利用者がお困りの際は、職員がサポートします。

園内の安全確保や事故防止に努めます。

1. スタッフ体制(a)

①	効率的・効果的運営を不断に検討し、最小の人員で最大の効果を目指しました。
②	管理事務所は、常勤役員以下8名でシフトを組み、平日5人以上、土日祝祭日は6人以上配置しました。
③	園内の快適な環境を維持するため、草刈、花壇管理、施設・設備の維持管理として職員2名、臨時職員2名を配置しました。
④	清掃職員は、ビジターセンター清掃として毎日1名を雇用し、夏場の宿泊系施設利用時は最大6名体制としました。
⑤	自然観察会などの指導や説明のため、学習指導員を雇用し、公園の大きな使命を果たしました。(管理事務所要員に含まれました。)
⑥	エコパカフェは、常時1~2名を配置しました。
⑦	ふわふわドームの安全利用を確保するため、土・日・祝日・夏休みに指導・監視員を配置し、適正な利用と安全を確保しました。

組織体制



2.お客様の安全と安心を最優先に考えます。

①	毎朝の朝礼で事故防止への留意点や業務確認、様々な情報を共有しました。
②	毎日、開園前、中間、閉園時の定期に職員は園内を巡回し、風倒木や動物の糞、危険物の除去を行いました。
③	野外遊具などについても、同様に稼働前・停止時の点検とともに、日中、随時見回りを行い、不具合などの監視を実施しました。
④	受付窓口に職員を常駐させ、遊具やレンタル用品の使用説明、立ち入り制限などの説明を行いました。
⑤	夏期間は、夜間も警備員が3回以上、園内を定期巡回し、安全確認を行いました。
⑥	立ち入り制限区域や危険個所には、利用ルールの看板や注意看板などを掲出し、危険行為の防止や立ち入り制限しました。
⑦	お客様の問い合わせや緊急事態に備え、夏期間は24時間要員を配置しました。

3.職員の資質向上(b)

①	役員が参加し、サービス向上や安全管理に関し、毎月職員全体会議を開催するほか、随時外部研修に参加させました。 第3 四半期 10/21 北海道省エネ対策！セミナー 11/25 北海道オートキャンプ場管理者運営担当者会議 第4 四半期 2/14 道立都市公園管理研究会
③	技術、能力向上のため、自主研修を実施しました。 第1 四半期 4/9 春季消防訓練 第3 四半期 12/1 冬のアクティビティにおける作業について講習と訓練。 第4 四半期 1/4 アクティビティにおけるスノーモービル操作等実施訓練。
④	必要な資格取得のため、専門研修に参加させました。 第1 四半期 5/23 食品衛生責任者養成講習会
⑤	情報の共有や1日の業務の確認、作業の進捗状況などの共有のため毎朝朝礼を行いました。
⑤	繁忙期に人手が足りない場合は、業務範囲に拘わらず、応援体制をとりました。
⑥	コンプライアンスを徹底しました。

4. 専門職や技術資格者を配置します。

①	公園の大きな使命である「自然と人間の共生」の理念を伝えていくため、学習指導員を雇用し、自然観察会の指導や環境保全などについて指導しました。
②	園内の施設や設備・備品などの毀損に対応するため、重機運転や設備関係の資格者などを雇用し、極力、直営で修繕していきました。
③	自然観察、自然体験、アドベンチャーの指導者資格を有する職員を雇用しました。
④	自然観察や体験事業実施にあたり、専門知識を有するボランティアに協力をお願いしました。
⑤	防火管理者、食品衛生責任者を配置しました。

5. 安全かつ快適な利用環境の管理目標

達成目標		R4	R5	R6	R7	R8
	指標値	0件	0件	0件	0件	0件
安全性の確保（日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間2件以下とする）【目標値】		0件	0件	0件	0件	0件
職員の資質向上（安全管理・サービス向上のための研修を年2回以上を実施する。）	指標値	2回	2回	2回	2回	2回
	有識者による研修	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	自主研修	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上
	職場外研修	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

北海道立十勝エコロジーパーク管理事務所事務分掌

主たる事務分掌	担当	副担当
(管理事務所の総括) ・管理事務所の総括に関する事 ・予算編成、決算に関する事 ・1市5町との連絡調整に関する事 ・北海道との連絡調整に関する事 ・都市公園法に基づく許認可に関する事 ・監督規則、寄附行為、協定書に基づく報告・定期提出文書に関する事 ・防犯・安全管理及び事故処理に関する事 ・苦情処理に関する事	所長 管理係長 所長 所長 所長 管理係長 所長 所長	管理係長 所長 企画主事 管理係長 企画主事 所長 企画主事 管理係長
(庶務・経理・窓口管理業務) ・庶務経理に関する事 ・現金の取扱に関する事 ・窓口業務に関する事 ・労働安全衛生に関する事 ・官公署等への報告・書類提出に関する事 ・視察者の対応に関する事	管理係長 総務主事 総務主事 所長 管理係長 所長	総務主事 総務主事 総務主事 管理係長 総務主事 企画主事
(運営管理事務・事業企画) ・施設の保守管理・点検に関する事 ・利用促進及び自主企画事業に関する事 ・十勝川温泉及び関係団体との連携事業に関する事 ・公用車の管理に関する事 ・防災訓練に関する事 ・イベントの誘致及び受入に関する事 ・ボランティア等関係団体に関する事 ・夜間警備・夜間管理に関する事	業務主任 企画主事 企画主事 業務主任 企画主事 企画主事 学習指導員 所長	業務助手 管理係長 所長 企画主事 業務主任 所長 企画主事 企画主事
(維持管理業務) ・緑地帯、周辺施設・設備の維持管理に関する事	業務主任	業務助手
(学習活動事業) ・自然観察会、体験活動事業に関する事 ・学習資料の収集及び整備に関する事 ・調査研究及び普及啓発に関する事	学習指導員 学習指導員 学習指導員	企画主事 企画主事 企画主事

*なお、上記の他業務全般を統括する常勤の役員1名を配置している。

Ⅷ過去3年の業務履歴及び安定した業務履歴

19年間の実績を基に、さらなるゆとりとうるおいのある公園づくりを目指します。

● 実績を力に！

19年間のエコロジーパーク管理運営を通し、誰よりも公園の状況や内容、潜在力を熟知しており、これまで培ってきたノウハウや管理技術は、組織や職員に蓄積され、今後の管理運営に最大限に活かせ、効率的な運営に寄与することができます。

・十勝エコロジーパークを構成する幕別・池田の両公園、国の階段式及び水路式の魚道観察施設の管理委託などから、それぞれのエリアを有機的に結び付け、相乗効果を高めてきたところであり、今後も全エリアの一体管理が継続できます。

- * 能力・技術を持った職員の継続雇用
- * 資質向上のための職員研修の実施
- * 専門的知識の習得のための研修会などへの参加
- * 職員間における日常的な業務情報、技術の伝承

1. 過去3年間の業務履歴

①請負・受託業務等の実績

業務名	期間	具体的な業務内容
北海道立十勝エコロジーパーク指定管理業務	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	道立十勝エコロジーパークの指定管理業務 発注元；北海道知事 指定管理料； H31年度 39,859,000円 R2年度 43,893,000円 R3年度 44,116,000円
幕別町河川緑地公園管理業務 (エコロジーパーク幕別エリア)	平成31年4月11日から 令和元年11月30日まで 令和2年4月9日から 令和2年11月30日まで 令和3年4月8日から 令和3年11月30日まで	発注者；幕別町長 芝刈、清掃 5.46ha H31年度 1,314,360円 R2年度 1,369,500円 R3年度 1,405,800円
池田町十勝エコロジーパーク管理委託業務 (エコロジーパーク池田エリア)	平成31年4月29日から 令和元年10月31日まで 令和2年4月29日から 令和2年10月31日まで 令和3年4月29日から 令和3年10月31日まで	発注者；池田町長 草刈、清掃、花壇手入れ 1.3ha H31年度 2,338,600円 R2年度 2,729,100円 R3年度 2,838,000円

<p>十勝川河川緑地公園管理運營業務</p>	<p>平成31年4月29日から 令和元年11月30日まで</p> <p>令和2年4月29日から 令和2年11月30日まで</p> <p>令和3年4月29日から 令和3年11月30日まで</p>	<p>帯広開発建設部、幕別町、池田町、財団の4者による協定書に基づく、河川緑地公園の管理運営（経費は財団負担） 階段式・水路式魚道観察施設や周辺の管理（施設の開閉、巡視・清掃） 管理橋ゲートの開閉 河川緑地公園内の清掃</p>						
<p>自然観察会・体験会などの講師・説明員の派遣</p>	<p>平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで</p>	<p>学校理科授業の出前講座 学校自然観察会・体験会の説明講師 町内会等の自然観察会・現地説明等</p>						
<p>湯めぐり手形の販売委託 (十勝川温泉旅館協同組合)</p>	<p>平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで ※令和2、3年は新型コロナにより販売停止。</p>	<p>十勝川温泉日帰り入浴券の販売受託</p> <table border="0"> <tr> <td>H31年度</td> <td>32枚</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>0枚</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>0枚</td> </tr> </table>	H31年度	32枚	R2年度	0枚	R3年度	0枚
H31年度	32枚							
R2年度	0枚							
R3年度	0枚							

②自主事業

業 務 名	期 間	具体的な業務内容
自然観察会・体験会、 利用促進事業の実施など	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	自然観察会・体験会27回 2,322人 自然体験学習受入20団体 871人 利用促進事業 16事業 51,631人 エールセンター水辺体験事業 2,242人 イベント誘致事業 12事業 14,970人 レンタル用品の貸出 スノーラフティング、カートによる 公園めぐり等の実施 歳時記事業の実施
	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	自然観察会・体験会37回 1,493人 自然体験学習受入19団体 1,057人 利用促進事業 11事業 15,808人 エールセンター水辺体験事業 1,722人 イベント誘致事業 6事業 6,423人 レンタル用品の貸出 スノーラフティング、カートによる 公園めぐり等の実施 歳時記事業の実施
	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	自然観察会・体験会33回 1,536人 自然体験学習受入16団体 613人 利用促進事業 11事業 46,371人 エールセンター水辺体験事業 302人 イベント誘致事業 12事業 15,613人 レンタル用品の貸出 スノーラフティング、カートによる 公園めぐり等の実施 歳時記事業の実施
カフェ等の運営	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	地場産品等の販売 十勝牛ソーセージ、モール豚使用の カレーライス、モール豚まん、十勝 産牛乳のソフトクリームなど リサイクル石鹸、防虫剤など
飲料品等販売事業	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	自動販売機の設置 お茶、清涼飲料水、コーヒー等
公園利便施設軽食堂運 営事業	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	食堂「エコ太郎」の運営 麺類、冷菓など

2.財政基盤の確立

①	管理運営費の財源は、北海道の負担金及び利用料金収入を主なものとしました。
②	基本財産や基金の利子収入が見込まれないため、魚道観察施設や自主事業の自然体験、調査研究事業などに要する経費の一部は整備資金（砂利活資金 残高8千5百万円）を充当しました。
③	安定経営のため、魅力ある自主事業やカフェの運営などにより、利用料金や販売収入など、自主財源の確保を図り、安定した財政基盤の確立に努めました。
④	利用者サービスを低下させることなく、徹底した無駄、ムラの排除や事業の点検・見直しを不断に実行し、効率的運営と歳出の抑制により、収支の均衡を図りました。なお、資金等が枯渇した場合、財団運営費や自主事業にかかる経費について1市3町（帯広市、音更町、幕別町、池田町）で負担することが、法人設立時に了承されていました。

具体的な対策

- *砂利活収益金（整備資金積立）の有効活用（令和4年3月末現在高 75百万円）
- *地産地消事業（カフェメニューの拡大、地域製品の販売事業）及び観光レクリエーション事業の積極的展開、新たな事業（健康づくり事業、ものづくり体験会など）の実施による収益の確保
- *利用料金、レンタル料金の検証による必要な見直し
- *「入りを量りて出づるを制す」の徹底
- *河川特区等を活用した施設の有効活用による収益事業の展開

3.環境に配慮したコスト縮減について

工夫や知恵により、コストの縮減と自主財源を確保します。

サービスの質を低下させることなく、工夫や知恵により効率的・効果的な管理運営を行い、コスト縮減と自主財源の確保を図ります。
 職員は、「入と出」を意識したムダ、ムラなどをなくすため、事務事業・作業内容の見直しを不断に実施します。
 また、サービスや物品の調達にあたっては、入札又は見積合わせなど複数業者による競争のメリットを働かせます。

4.具体的な対応策

《光熱水費》

①電気料金

- ◇園路灯は、季節に応じたきめ細かな時間設定をしました。
- ◇ビジターセンター前広場周辺の園路灯等は夜間閉門後に減灯しました。
- ◇キャンプ場トイレ、コテージゾーンの園路灯及びコテージ棟の電源は、利用者がいない場合消灯するとともに、冬期間シャットダウンしました。
- ◇事務所室内温度は、冬期間21度以下、夏期間は28度以上とし、窓際照明は日中点灯しませんでした。
- ◇職員のいないスペースはこまめに消灯しました。
- ◇屋外遊具は、季節や天候により、効率的な運転を行いました。
- ◇照明のLED化については、器具の更新時に検討しました。
- ◇パソコンは、長時間、席をはずす場合、電源を切りました。
- ◇自動ドアは、夏場、内側ドアを開扉状態にしました。
- ◇電力の安定供給とコスト削減を考慮し、新電力も活用しました。

②上下水道料金

◇水と霧の遊び場の節水に努め、ろ過器の逆洗浄、塩素系薬剤の適正使用等により、水質の適正水準を維持し、給水1回あたりの使用期間の延長に努めました。
 ◇冬期間使用しないコテージ、キャンプ場の水道契約を休止し、基本料金の節約を図りました。

③燃料費

◇室内温度を、夏は28度C以上、冬期は21度C以下に設定し、冷暖房燃料の削減を図りました。
 ◇作業車や連絡車は、低燃費車を使用しました。
 ◇連絡車は、1回に複数の用務を処理するよう努めました。
 ◇夏はブラインドを活用しました。

《人件費及び労務費の縮減》

・業務量を的確に把握し、適切な人員体制とし人件費の抑制に努めました。
 ・ローテーション勤務や時差出勤により、最小人員の運営とし、時間外勤務を抑制しました。

●利用者一人あたりの人件費縮減目標指標

単位：円

	R4	R5	R6	R7	R8
利用者1人当たり 目標指標	116.67	117.79	117.63	117.70	117.57
人件費総額	28,235千円	28,836千円	29,078千円	29,389千円	29,651千円
利用者見込	242,000人	244,800人	247,200人	249,700人	252,200人

*目標指標算出方法：(各年度人件費) ÷ (各年度利用者見込数) = 指標

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
利用者1人当たり 目標指標	119.57	88.36	223.42	184.8	134.39
人件費総額	7,783,234	7,235,650	7,210,911	6,825,232	29,055,027
利用者	65,089	81,888	32,275	36,933	216,185

●設備の保守点検業務、修繕経費・警備など

◇専門家への委託による安全性の確保とともに、職員による日常的な保守点検を行ない、設備の損傷や劣化の早期発見など適正な管理を行いました。
 ◇軽微な修繕は、職員の資格、技術を活用し、自前の修繕に努めました。
 ◇委託業務は、可能なものは5年間の長期契約とし、委託料の減額に努めました。
 ◇夜間警備・管理業務、清掃業務は、直営方式としました。

●十勝エコロジーパーク全エリアの一体管理による効率的な運営(a, d)

◇道立公園以外の幕別町・池田町両都市公園、国の河川緑地公園、エールセンターなど、全エリア、全施設の一体管理により、人件費の削減等、コストの縮減を図りました。

●植物管理経費について

◇芝生広場や草地面積が広く、夏期間の刈込は、来園者の安全確保から平日実施とし、芝生の性質別に刈込サイクルやゾーン分けし、計画的に実施しました。
 ◇雨天や大規模イベント開催など、計画的に実施できない場合があり、柔軟な対応が可能な作業員の雇用による直営方式としました。
 ◇刈込後処理について、人件費、燃料費、刈草(ゴミ)処理費等を縮減できる無集草刈込み(刈込み回数増)により費用を縮減し、もって他の植物管理を行ないました。

集草なしの例（センター前広場 7,490 m²）

	集草あり	集草なし
刈草運搬トラック	必要	必要なし
人工数	フロントモア運転1名、運搬トラック運転1名、集草3名	フロントモア運転1名
燃料及び油脂類	フロントモア1台分 運搬トラック1台分	フロントモア1台分
刈草処理	廃棄経費あり	廃棄経費なし
その他	作業コストが高いと頻繁に刈ることができない	作業コストと人工数が低いので刈込頻度を上げられる

※なお、植物管理業務については、植物管理業務年間計画に詳細を記述

○集草なし

第1四半期において天候不順、雨～好天が続き芝刈作業ができない状況があり、長芝の為人力での集草作業が6月に4回実施された。

集草には通常の3倍の時間と労力がかかり、職員の高齢に伴う作業負担や今後台風・異常気象等の影響により、芝刈作業が出来ない事を考え、スイーパー（乗用集草機）の早期導入をご検討願いたい。

●公園ボランティアの協力

◇ ボランティア等の協力を得た自然観察会・体験会などの指導・説明や、花壇整備・管理業務等において、ボランティアの方々の活躍の場を創出し、住民参加と経費節減を図りました。

第1四半期	ボランティア数 329人 1,268時間×920円（時間給）＝1,166,560円
第2四半期	ボランティア数 176人 1,361時間×920円（時間給）＝1,252,120円
第3四半期	ボランティア数 100人 674時間×920円（時間給）＝620,080円
第4四半期	ボランティア数 180人 1294時間×920円（時間給）＝1,190,480円

●省エネ、リサイクル、環境への配慮(d)

◇ 事務連絡車は、低燃費車を導入しました。
◇ 計画的にリサイクルマーケットを開催しました。
（各種イベント時にあわせ年5回程度開催）

第1四半期	4/29、30 5/3、5/5
第2四半期	7/16、17、18 9/17、18、19 9/23、24、25

●契約事務

◇ 物品、保守点検、修繕事務などの契約にあたっては、少額であっても見積合わせや入札など競争性によるメリットを追求しました。

●利用料金の収入確保(d)

◇ 有料施設利用者の増加による収入確保のため、有料施設の利用促進PRを行いました。

IX 地域事業を踏まえた効果的な管理運営について

地域とともにあゆみ、地域の発展を目指します。

「道立公園十勝エコロジーパーク」は、北海道を代表する観光地十勝川温泉に隣接し、陸、空交通の要衝である中心都市帯広市とも近接しています。

平成 23 年には北海道横断自動車道の十勝～道央間が全面開通、平成 28 年には十勝～釧路間が開通し、高速交通網が充実し、交流人口の拡大が進んでいる地域です。

また、北海道の尾根 大雪山を源流とする「サケ」が遡上する十勝川が流下し、十勝平野は日本を代表する穀倉地帯が広がるなど、川の文化や農業が盛んな地域性を有しています。

このように、十勝のほぼ中心に位置する地理的優位性や交通アクセス性、観光地十勝川温泉との隣接など優れた立地性とエコロジーパークの恵まれた自然環境を生かした「豊かな自然」との「触れ合い」、「学び」、「遊ぶ」自然環境育成型の公園として、広く周知し、多様なニーズに対応した公園づくりを目指します。

また、十勝川温泉宿泊者などの観光・余暇活動の補完、さらには十勝の農業を背景とした安心安全な地場産品の発信など、地域の発展にも使命を果たしていきます。

1. 地域特性を踏まえた管理運営の考え方

◇ 道立公園、幕別・池田町緑地公園、河川緑地空間は、相互に補完し合いながら十勝エコロジーパーク全エリアの魅力を高めており、今後も一体管理による効率的な管理運営に努めました。

◇ 観光地十勝川温泉に隣接する環境を活かし、温泉の宿泊機能や集客力と道立公園の自然環境、空間利用型のレクリエーション機能のコラボレーションにより、両者の機能を補完し、相乗効果を高めました。

◇ 十勝の豊富で安全安心な地場産品の消費拡大や管内の観光振興に向け、PR 活動を行いました。

2. 組織・人材との連携の考え方

◇ 管内で活躍するアーティストと職員のネットワークを活かし、様々なジャンルの音楽イベントを開催しました。

◇ ボランティアの方々の協力を得て、自然観察・体験会の充実や公園の魅力付け事業を展開しました。(柳のトンネルづくり、花壇整備など)

◇ 公園近隣 1 市 5 町 (帯広市、音更町、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) と「1 市 5 町連絡協議会」を設置し、予算編成はじめ、運営、事業実施にあたり意見聴取や意見交換など、緊密な連携を図るとともにイベントなどへの協力や公園利用の促進などの支援を得ていきました。

3. 広域利用の促進

◇ 幼児教育や小中学校の課外活動プログラム及び自然体験型プログラムの提供と受入れのほか、環境教育などの出前講座の講師に学習指導員を派遣しました。

◇ エールセンター所有の資機材を活用した水辺の体験活動を実施しました。

◇ 自治体広報紙によるイベントや公園紹介等の周知により、管内住民の利用促進を図りました。

◇ 管内の自然体験館、児童館などと連携した体験学習事業を展開しました。

◇ 十勝 19 市町村と連携した観光・物産の発信および自治体広報紙や観光パンフレットの配布などを行いました。

4. 地域の活性化のため、地域の団体などと連携強化

◇ 隣接する十勝川温泉旅館組合、十勝川温泉観光協会、十勝川ネイチャーセンター等との連携した事業を実施しました。
<ul style="list-style-type: none">・「ウインターフェス in エコパ」の実施（12月1日～3月31日）・フットパスコースの設定とイベントの実施（イベント年2回）・キャンプ場及びコテージ利用者に対する十勝川温泉日帰り入浴割引券の発行・温泉宿泊高校修学旅行生への野外体験メニューの提供・温泉宿泊海外観光客体験プログラムの受け入れ・モール温泉号運行による温泉宿泊者の受け入れ
◇ 観光レクリエーション、地産地消事業を実施しました。
<ul style="list-style-type: none">・軽飲食店「エコ太郎」の設置・十勝産品を使用した食品や製品の販売・十勝19市町村と連携した観光・物産の発信および自治体広報紙や観光パンフレットの配布・十勝の冬を体感する事業などによる海外観光客の誘致。（スノーラフティング、ソリすべり）・スノーラフティングツアーによる冬の公園体験の実施 （有料運行の他、十勝管内幼稚園（保育園）や小学低学年児の無料招待試乗会の実施）・クロスカントリースキーコースやソリ滑りコースの整備
◇ 定期路線バスの公園内乗り入れ

X 企画事業について

一年を通して学び、遊べる公園づくりをすすめます。

豊かな自然と広大な敷地に恵まれた公園に生息する動植物を教材に、子どもたちが自然に親しみ、自然に学びながら「知恵」や「生きる力」を養うフィールドとして、また、四季の特性を生かした人々の余暇活動や観光レクリエーションの拠点として一層の充実を目指します。

また、安心安全な農産物や地域産品など食大国十勝を支援する「食」イベントや PR、海外観光客に対する雪や寒さを活用した冬の体験プログラムの提供などを行ない、エコロジーパークと「十勝」の知名度を高めて行きます。

● 多様な余暇ニーズを満たす自主事業を展開します。

安心安全な施設の維持管理と利用者ニーズに沿った様々な自主事業を実施し、地域の皆さんの余暇活動や健康づくりなどを応援していきました。

年間 20 万人を超える来園者の皆様が、リピーターとなって、ご利用いただけるよう、今後ご意見を真摯に受け止め、一層の魅力ある自主事業を展開していきました。

1. 主な自主事業の提案

■ ボランティアや地域の協力を得ました

多様な自主事業の実施のため、多くの識者や腕に覚えのある方々の協力を得て、幅広く奥深い事業を展開していきました。

①	活動実績が浸透・評価され、自然観察活動や体験会のニーズが高まってきていましたので、専門知識を有するボランティアの協力を得て観察会・体験会を充実しました。
②	地域で活躍するアーティストの協力をいただき、エコロジーパーク内での音楽イベントを拡大し、幅広い年齢層に楽しんでいただきました。
③	ボランティアによる景観形成をすすめました。
④	1市5町との連携強化によるイベントを誘致しました。
⑤	ビジターセンターに「意見箱」を設置するとともに、アンケート調査により、利用者の意見やニーズを把握し、利用者ニーズに沿った運営を行いました。

■ 自然観察・体験事業・自然環境の普及

自然環境を通して、自然に触れ、観察による「知る」「学ぶ」機会を提供しました。

①	動物や昆虫、植物に外来種が侵入し、生態系への影響が懸念されており、自然観察会等を通して、環境保全思想の普及を図っていきました。
②	自然観察会・体験事業を年間 20 回以上実施しました。
③	ギャラリーに「四季のエコロジーパークの自然」を展示しました。
④	動物園や帯広市百年記念館の協力を得て、動物とのふれあいや、動物のはく製を展示しました。
⑤	園内に営巣しているタンチョウの保護活動を進めました。

■ アクティビティや健康づくり (a, b, c, d, e, g, h)

広大な敷地や施設を多目的に利用し、誰もが自然を楽しみ、体力や健康の維持・増進活動を支援しました。

《夏期間》

①	オートカートの運行による園内散策
②	各種自転車(MTB・タンデム等)のレンタル
③	フットパスの開催
④	大池を活用したカヌー試乗体験 (十勝川温泉観光協会との連携事業)
⑤	大池を活用した水辺の遊園地体験 (エールセンターとの連携事業)
⑥	竹馬、ハンモック、ストライクビンゴなど

《冬期間》

①	スノーラフトの運行と保育園児などの無料試乗体験
②	チューブそりすべりやボブスレー
③	歩くスキーコースの整備と講習会の開催、歩くスキーのレンタル
④	スノーシューによる自然探索やウォーキング

■ 観光レクリエーション事業・地産地消事業(a, b, d, e, g, h)

非日常空間として、夏・冬を通して利用していただくため、地域の資源や景観などととも、各種観光関連団体と連携した取り組みを進めます。

①	エコパ蕎麦まつりの実施（蕎麦団体と協議の結果令和4年度は中止）
②	カフェの充実（地場産品の使用）
③	十勝川温泉旅館協同組合との連携
④	歳時記イベントを年10回以上開催（縁日、食の提供、音楽イベント、工作）
⑤	クラフト体験会の開催（折り紙、ペーパークラフト、園内の樹木や草花などを利用した飾り物づくり）
⑥	十勝産品の販売
⑦	熱気球体験（十勝川温泉観光協会との連携事業）
⑧	楽しく、わかりやすい園内マップの作成
⑨	海外観光客に日本の伝統文化を体験
⑩	紅葉や雪、霧氷など、四季の変化をSNS等にアップし、来園を促します。

■ 子育てママの応援(c)

育児ママの情報交流や乳幼児の集団遊びを応援しました。

①	木製遊具や絵本の充実、交流機会の拡大
②	育児雑誌などに施設紹介を掲載しました。

■ 各種イベントや研修などの誘致(d, g)

①	音楽コンサートやスポーツ合宿、企業研修などの誘致
②	ヨガ体験会

■ レンタル用品の貸出・物品の販売

①	キャンプやバーベキュー、レクリエーション活動に必要な備品類のレンタルや販売
---	---------------------------------------

■ 「道みんの日」

①	「道みんの日」には、デイキャンプ利用料を無料にしました。
②	北海道の名付け親、松浦武四郎のパネル展や松浦武四郎すごろくを活用し、北海道開拓記念事業を支援しました。

■ 声を形に！

利用者からいただいたご意見やアンケート調査の分析を行い、利用者ニーズの実現を図りました。
--

2. 自主事業の管理目標

達成目標及び業績指標	基準値	指 標 値				
		R4	R5	R6	R7	R8
公園の利用促進のための自主事業の充実[年間開催事業数 50 事業以上]	50 事業	50 事業	50 事業	50 事業	50 事業	50 事業
目 標 値		50 事業以上	50 事業以上	50 事業以上	50 事業以上	50 事業以上

①自然観察会

	自然観察会				体験活動主催事業				自然体験学習等 団体受入	
	予定	実施	予定	実施	予定	実施	予定	実施	学校・ 団体数	人
4月	2事業	2	25人	28	1事業	0	0人	0	0学校 0団体	0人 0人
5月	3事業	1	75人	64	1事業	1	15人	4	0学校 0団体	0人 0人
6月	2事業	2	30人	29	1事業	1	20人	3	3学校 0団体	95人 0人
第1	7事業	5	130人	121	3事業	2	30人	7	3学校 0団体	95人 0人
7月	2事業	1	30人	10	1事業	1	10人	6	0学校 0団体	167人 0人
8月	2事業	2	30人	21	0事業	0	0人	0	0学校 0団体	239人 0人
9月	1事業	0	10人	0	2事業	2	30人	32	1学校 1団体	350人 35人
第2	5事業	3	70人	31	3事業	3	40人	38	0学校 0団体	756人 35人
10月	2事業	2	30人	22	1事業	1	10人	3	0学校 0団体	0人 0人
11月	3事業	3	65人	59	1事業	1	20人	12	0学校 0団体	0人 0人
12月	0事業	0	0人	0	2事業	2	40人	57	0学校 0団体	0人 0人
第3	5事業	5	95人	81	4事業	4	70人	72	0学校 0団体	0人 0人
1月	2事業	2	30人	4	1事業	1	10人	3	0学校 0団体	0人 0人
2月	2事業	2	30人	7	0事業	0	0人	0	0学校 0団体	0人 0人
3月	1事業	1	10人	15	0事業	0	0人	0	0学校 0団体	0人 0人
第4	5事業	5	70人	26	1事業	1	10人	3	0学校 0団体	0人 0人
合計	22事業	18	365人	259	11事業	10	150人	120	20学校 1団体	851人 35人